

うとするものであり、貨幣回収準備資金に関する法律案は、独立行政法人造幣局の設立に伴い造幣

ますようお願い申し上げま
す。○坂本委員長 ありがとうございました。
た。これにて趣

旨の説明は終わりまし

○谷口副大臣 思います。

で、言ってみれば、普通の国民、民間の人たちが
ことと取引をするということは普通はないわけで
すね。

局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を新たに一般会計に設置し、政府による貨幣の発行、引きかえ及び回収の円滑な実施を図るためのものであり

○坂本委員長　この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、参考人として日本政策
投資銀行副総裁松川隆志君及び日本銀行理事永田
一吉君をお呼びします。

明がございましたが、平成十一年四月二十七日に
国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的
計画において、造幣事業また印刷事業については
独立行政法人ということになったわけでございま
して、永田委員のおっしゃっておる今回の独法化
することの意義、メリットということではございま
す。

もちろん、委託をして偽造防止技術を使わせてもらうとか、あるいは、言ってみれば、職人さんたちも、どこかに依頼をしてお札や切手なんかのデザインをしてもらう、そういうことはあるのかかもしれません、そういうふうに業務を遂行する

独立行政法人造幣局法案及び独立行政法人国立印刷局法案については、第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

俊一君の出席を求め、意見を聴取することとして、政府参考人として財務省大臣官房審議官村瀬吉古君、財務省理財局長寺澤辰麿君、財務省造幣局長筑紫勝磨君、金融庁総務企画局長原口恒和君及び金融庁監督局長高木祥吉君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

すか、端的に申し上げますと、業務の効率化、また業務運営の透明化ということになるんだろうというふうに思うわけでございます。造幣事業 印刷事業におきましては、従来から独立採算的、企業的運営を行ってきたところでございますが、今回の独立行政法人化によりまして、一つは、独法造幣局、独法国立印刷局が達成上で必要な作業というんでようか職務を外部の人があしんでやるということはあるにしても、そこでできた生産物を、民間の人がそこに行って取引をするということはないわけですね。すなわち、そういう意味で非常に特殊な法人といふ位置づけることができまして、そういうふうに位置づけることができまして、そういうことを考えますと、専ら、この独立行政法人化

せるとともに、当該権利に係る財産の価額の合計額から当該義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を両独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。

○坂本委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。
永田寿康君。

務実績につきましては第三者機関による厳正な評価の対象となるということでございまして、このような結果、業務の効率性の向上、質の向上が図るんではないのかなという気がします。コストの削減、要するに放漫な企業経営になつてはならないというようなことではありますけれども、

第三は、両独立行政法人の役員として、理事長、監事、理事を置くことができることとし、その定数を定めております。

きょうは八時五十分スタートということで、いつもよりもちょっと早いんですけれども、皆さん朝早くからお疲れさまでございます。

す
またもう一つは、この独法化に伴いまして、企業会計原則を基礎に作成をされました財務諸表等の情報が公開されているといふ面委員会の平野吉良等の情報が公開されているといふ

す
またもう一つは、この独立化に伴いまして、企業会計原則を基礎に作成をされた財務諸表や評価委員会の評価結果等の情報が公開されるということになるわけございまして、業務運営の一貫の透明化が図られるということになるわけでござつて、こうしたことは、必ずしも、経済の活性化につながると思ふ。そこで、この点について、お尋ねをいたい。
すこし前に、今度は、行政法人に対する税金の徴収問題で、税金の徴収権がどうなるか、あるいは、徴収権の譲り受けがどうなるか、など、いろいろな問題が出てきていますが、この問題について、お尋ねをいたい。
すこし前に、今度は、行政法人に対する税金の徴収問題で、税金の徴収権がどうなるか、あるいは、徴収権の譲り受けがどうなるか、など、いろいろな問題が出てきていますが、この問題について、お尋ねをいたい。

ては、第一に、貨幣回収準備資金は、政府が発行した貨幣の額面額の合計額に相当する金額等により構成され、貨幣の引きかえまたは回収、貨幣の製造等に要する経費の財源として使用することと

村田副大臣は何か随分体調を崩されたようですが、やはりみずほグループの話もあり、大変な激務をこなしておられるのだなというふうに改めて思いますが、私たちも朝早くから頑張って、国民の信頼にこたえるような実りある審議をしていきたいと思いますので、ぜひ簡潔な答弁をお願い

○永田委員 政府の方針に従って、特殊法人等を独立行政法人に順次、民営化とは言いませんが組織を変えていく、この流れの中での行政の効率化、層の透明化が図られるということになるわけですがあります。

層の透明化が図られるということになるわけですが、このことになるわけですが、このことになります。

○永田委員 政府の方針に従って、特殊法人等を独立行政法人に順次、民営化とは言いませんが組織を変えていく、この流れの中での行政の効率化、透明化を図るためにやるんだ、このような答弁だったと思います。

ですから、今回、独立行政法人にすることによってコストの削減とそして企業経営の適正化という部分について、もう少し突っ込んだ説明をして対応が政府の方にないと、なかなか国民の側には、なるほど、これで一つ構造改革が進んだんだというような印象は持たれないのではないかと思うんですが、そういう意味では、今までとはどういうふうな違いが出てくるんでしょうか。

以上が、独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

こさいますか。この二つの独立行政法人業務はかつては国がやつておったということでありますけれども、これを独立行政法人にするという意味について、どうしてそのようなことをやるのかと

しかし、この独立行政法人は、ほかの、例えば今騒がれている道路公団とか、あるいは政府系金融機関も含めてあまたの特殊法人がありますが、こういうものと少し違いまして、取引を専ら政府

今回、通貨につきましては、通貨担当大臣たる

財務大臣が、その様式の決定に加えまして、通貨の製造に当たりましては、原材料の調達、また、機械、設備の更新、稼働体制、人員配置、技術開発等、財務大臣の定める製造計画の範囲内において広範な経営判断が要求されるわけでございます。

通貨の製造に当たりましては、原材料の調達、また、機械、設備の更新、稼働体制、人員配置、技術開発等、財務大臣の定める製造計画の範囲内において広範な経営判断が要求されるわけでございます。

独法化に伴いまして、両局の運営は中期目標計画のもとで両局の自主的な経営判断にゆだねられが可能になるということございまして、それとともに、業務運営の透明化の向上、第三者機関による先ほど申し上げました厳正な評価が行われるといったようなことで、この独法制度の活用によつて、通貨の製造業務につきましても、広範な経営判断の中で一層の生産性の向上、今おつしやつたようなコストの削減等、業務運営の効率化の一層の向上を図ることを期待しております。わけでございます。

○永田委員

どうも小泉内閣は第三者機関が大好きなようで、独立行政法人をあまたつくられます。あるいは特殊法人もそうです。特殊法人の子会社、私が大好きなNHKも、子会社の経営を見ているから大丈夫なんだ、こういうお話をあります。

しかし、私は思うんですけれども、政府系のこ

うした特殊法人あるいは独立行政法人、そしてそ

の子会社たち、こうしたものに対して、民間の、あるいは第三者機関の審査があるから大丈夫だというようなお話というのは、正直言つて理由にならないと思います。すなわち、こうした政府系機関の経営が適正に行われているということの理由になるのではなくて、僕は言いわけにしか聞こえないんですね。

すなわち、例えば、普通の株式会社で上場され

ているようなもの、これは、ちゃんとした監査法人が入って、経理が適正に行われているかどうかを一定の基準に従つて公開をする、これは大事なことなんです。何でかというと、投資家からちゃんと信頼をされて、そして適正な株価が形成される、そういう意味において非常に公益性の高いことをなんですね。こういうふうに民間の監査法人が入つて、そして、監査法人の責任においてこの会社は大丈夫だよというお墨つきを与える、これはアメリカで今破綻しましたエンロンの例を見るとてもなく、極めてマーケットにとって有益で、しかも公益性の高いことなんです。

しかし、独立行政法人、特殊法人あるいはその子会社といった一般に株式が流通していないものについては、マーケットの評価にさらされないわけですから、情報公開をするといつても、それが果たして適正な、もちろん、一定のルールに従つて情報を公開するということにはなつてないんでしょうけれども、では、その中身は一体どうなのがいいところはマーケットの目にさらされることはないわけですね。

すなわち、それは、自己満足に陥つてはいけないのであつて、関係者が、独立行政法人やそのほかの政府系機関そのものが自己満足をしていたり、あるいは、政府が、第三者機関にお任せをして、もうおれたちの手は離れているんだよ、第三者機関がやっていいるからいいじゃないか、このようないふるい意味での思考停止に陥るようなことがあつてはいけないのであって、では、どこがあつてはいけないのになりますと、やはり僕は最終的には国会だと思うんですよ。国民の代表であり国民の意思を代表している国会議員が、きちっとその運営を見て、国民が満足する形で経営がなされているかどうかをチェックするこれがまず第一に大切なことなんだと思うんです。

ですから、第三者機関に任せているからいいんだけれども、自己満足をするのではなく、独立行

ひ、情報公開をした上で、国会の審議の上で、誠実な情報公開をしながら厳しい目にさらして、だいたいと思うのですが、この指摘を受けてどのようにも今後の対応をなさるおつもりでしょうか、感想を聞かせていただきたいと思います。

○谷口副大臣

おっしゃったように、透明性の確保というのは非常に重要なことです。ですから、今回の国立印刷局、また造幣局の独法の法案におきましては、企業会計原則に準じたような形で透明性を求めるといったようなことを期待しておるわけでございます。

また、第三者機関で、これは有識者が中心になるわけでございますが、その業務に精通をいたしておる有識者がこの第三者機関の中にも入つていただいて、その中で厳正な評価作業を行つていただくというようなことを期待しておるわけでございまして、その結果、業績が不振な場合に役員の解任事由となり得るということであるとか、役員の給与には独法の業績も反映されるということであるとか、このようなことが期待されるわけですが、十分おっしゃるような機能が發揮できるといふようにお考えなのか、御説明をいただきたいと思います。

○永田委員

次に、二千円札をぜひやめていただきたいんですけれども、二千円札を発行することによってどのような政策的効果が生まれたというふうにお考えなのか、御説明をいただきたいと思います。

○寺澤政府参考人

お答えいたします。

二千円の日本銀行券につきましては、まず、諸外国におきましても二のつく単位の紙幣が発行されておりまして、その発行枚数シェアというのは相当なシェアに上つているということ、また、円換算で二千円相当の紙幣、例えば二十ドルとかそういうものでございますが、これも幅広く流通してシェアが高いといったようなことから、国民経済上一定の需要が見込まれるということで、平成十二年より発行することとしたものでございました。

現在、平成十一年度末の数字は約一・二億枚が

流通しておりますが、十三年度末には一・三億枚と、市中の需要に応じまして、徐々に着実に増加しております。

このような状況を踏まえまして、財務省といつしましては、今後とも、日本銀行と連携しつつ二千円券の円滑な流通促進に努めていくこととしております。

○永田委員

これはまた不思議なことあります。諸外国に二のつく紙幣がたくさん出ているから、さうることは考えておりません。

○谷口副大臣

おっしゃったように、透明性の確保というふうに認識しております。

ただたとえ、一千円札が入っている人は何人いるでしょうか。僕は、あつ、大臣ちゃんと御用意なさいましたね、さては。いつも入っていると、僕の質問を聞いて、大臣——しかし、正直申し上げて……(発言する者あり)ああ、使わないから残っているんですけど、さすがですね。

僕はひとり暮らしをしているのですから、いろいろなところで大体毎日二万円ぐらい現金を使いますが、一万円ぐらいですか、そんなに使わないかもしれません。だから、一万円ぐらいですか、二万円も使いませんね。だけれども、ことしに入つてから僕は二千円札は一回しか見たことないんです、四ヶ月で。去年も十回も見たことないです。おかしいです。

せんね。せんね。だけれども、ことしに入つてから僕は二千円札は一回しか見たことないんです、四ヶ月で。去年も十回も見たことないです。おかしいですよ、絶対に。(発言する者あり)それは全部銀行振り込みになつてるので、済みません、ちょっと、いろいろなところでえらい話になつていてますけれども、見たことないんですよ。

どうも、たかだか国民一人当たり一枚にも満たないような流通枚数でこれを維持していくという意義が僕には全く見当たらないのであって、これ

を放置しておくような——つまり、国民经济にとってさほどのメリットはない僕は思います。二千円札を出すことによる政策的なメリットとうのはほとんどないと思いませんけれども、これを放置したままで独立行政法人化して、これから効率的な経営がなされるんだというふうに胸を張つても、信じる気にならないんです。政策の方が間違つていれば、むだはどんどん垂れ流しになっちゃうんです。だから、独立行政法人にするだけじゃなくて、ちゃんと政策の方も、本当に国民の方を向いて、きちんと国民の利益になるように、むだがないよう行政をスリム化していくかなきやいけないというふうに思つてます。

改めて、二千円札を出し続けることの意味とどうものをお伺いしたいと思います。

○寺澤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、着実に伸びておりますが、伸びておる理由は、自動販売機等の利用ができるものの数が、またこれが着実に伸びているということございまして、こういった、我が国においては五百万台を超えます自動販売機、券売機等がございまして、そういうものの利用ができるようになればもっと活用されるというふうに私どもは考えているところでございます。

○永田委員 局長には大変申しわけないんですけど、れども、そういうお話をしているわけではなくて、これはぜひ、僕は、正直申し上げて、官僚の方には答えられない問題だと思うんです。つまり、これは国策ですから、やはり、二千円札を出し続けることというのは、独立行政法人化も含めた行政のスリム化、効率化、事業の効率化に逆行するものだというふうに私は思うんですけれども、大臣の目から見ていいかがですか。

これは、正直申し上げて、大臣の方針が明らかになつてない段階で官僚の方に答弁をいたやすく、というのは、それは恐らく無理な問題だと思うんで、政治家の言葉で語つていただきたいんですけど、れども、いかがでしょうか。

な、便利な紙幣だと思ってこれをよく使っております。ある店に行きましたで聞きますと、「二千円札があつたら便利なんですが」というところがござりますから、やはり二千円札に対する需要は相当あります。しかし、発行いたしましてまだ期間がそう経過しておりませんので、珍しいということよりも、出回り方が少ないということが、逆に今、永田さんおっしゃるように、「こんなもの面倒くさいじゃないか」という人があるかもわかりません。しかし、この紙幣は極度に偽造防止の装置をしてあります。これは世界的にも、よくこれだけの偽造防止の技術を導入したかということで非常に珍しい。

貨幣というのは、その国の一つの文化の象徴でもあると私は思っております。ですから、いざれの国においても多種多様な貨幣を発行しておるのをご存じまして、日本もその一環としてやっておるのでございまして、使いなれたらこんな便利なものはないと思いますが、どうぞ、せいぜい御利用していただくようにお願いしたいと思います。

○永田委員 さすが、政治家ですね。驚くべき答弁が出てきました。偽造防止技術を使うために、これが一つの紙幣発行のメリットである。たまげました。偽造防止は手段であって、目的ではありません。お金を発行する上でゆめゆめ偽造されてしまうはない。だから、貨幣の信頼を維持するためにも手段として偽造防止技術を施すのであって、紙幣発行の目的ではありません。それは、やはり履き違えてはいけませんよ。お札というのは子供の遊びで発行するものじゃないんです、子供銀行券じゃないんですから。それは、ぜひともう一度メリットというものを考えていただきたい。

あと、発行枚数が需要がどんどんふえてきているといいますけれども一万円札を発行されたときの、一九五八年に出されたというふうに私、記憶しているんですけど、このときの、出されてから一年、二年たったときの発行枚数と今の二千円札の発行枚数を比べてみてください。お話にならないぐらい違うと思いますよ。

やはり一円円札、五千円札、千円札がありながら、そこに二千円札を間にかませても大した意味はないのだということをもう一度しつかり検証なさって、そして、この程度の需要しかないものに日本の文化が象徴されているんだというふうにゆめゆめ思われないように、立派な文化を維持するためにも、もう一度この二千円札の廃止というものを真剣に検討していただきたいと思います。さて、話が長々となつたので次の話に移りたいんですけど、それとも、ちょっと通告とは外れますか、これは、塩川大臣はそらでも答えることができると思うので、ぜひお答えいただきたいと思いまいます。

先日、政府のデフレ対応策というのが発表され、順次実行に移されていると思います。ただ、僕の記憶が違わなければ、日本国政府は、今回の不景気に入ってから、いまだに日本はデフレの状況に入つたという認識を示したことは一度もありません。デフレ対応策が必要だったということは、そろそろデフレに入ってしまったのかなどいう認識があらわれかなというふうに思うんですが、日本は、今デフレの状態にあるのかどうか、担当大臣にぜひお答えいただきたいと思います。お二人の大臣に、両方の大臣にお願いしたいと思います。

○塩川國務大臣 デフレの前に一言申し上げたいと思いますけれども、今貨幣の偽造の問題についてお話をございました。これは、ぜひ認識をさらに改善してもらいたいと思いますことは、貨幣発行で一番大きい仕事の一つです。こればかりじやございません、それは偽造の防止なんです。偽造の防止は、過去何千年という貨幣を發行してまいりました過程において、偽造の問題こそ、どのようないだろけれども、多くの小さいお金を使う人な貨幣を出すのが一番いかということの中心議題であったということございまして、その意味におきまして、今、永田さんは一万円しか使わないとおっしゃるけれども、多くの小さいお金を使う人も、この偽造というものに対してもこれを防止するためには非常な関心を払つておる。これが重要な

テーマであるということだけ、覚えておいていただきたいと思います。

デフレのことにつきまして申し上げますと、デフレはスペイ럴に入ったとは認識していないと言つておるんです。政府の言つていますのは、デフレ状態にあるということは、これは物価の面から見てそういう状況が起きてきておる。それと、需要と供給とのアンバランスを、ギャップといいましょうか、そういうものを見てデフレ状態にあると言つておりますけれども、スペイ럴状態になつたとは言つてない。

ですから、スペイ럴になる前に、この際せひ、デフレを排除する措置を講じていかなきやいかぬというのが、先月発表いたしましたデフレ防止対策の第一巻としての着手だった、こう認識していただければ結構かと思ひます。

○永田委員 まあ、そうですね。デフレに入ったというようなお話は確かにしています。スペイラーに入つてないという、これは、大臣、正しいお答えだと思います。

そういうようなお話は随分前からなされているんですが、今でもデフレスペイ럴に、きょう今日においても入つてないというふうにお考えですか、改めてお願ひします。

○塩川國務大臣 私は、まだデフレスペイ럴じゃないと思つております。

○永田委員 どのような根拠を持つて、つまり、まだこのところが大丈夫だからデフレスペイラーには入つてないんだというような、別にすべての論拠を語る必要はありませんが、「一番大きな柱、二つか三つか、それぐらい例示を挙げて、こうなつてないからまだデフレスペイラーにはつてないんだ」というようなことを指摘していただければいいなというふうに思います。

○塩川國務大臣 ついこの前発表いたしました月例報告、これは、政府が世界に公表しておる日本経済の現状、現時点における状況でございますが、それによりますと、基調判断というところがございまして、これには、「景気は、依然厳しい

状況にあるが、底入れに向けた動きがみられる」ということを言つております。そして、個人消費は横ばいとなつておるけれども堅調である、こうなことを言つておりました。

したがつて、物価も、最近はやや下げどまりの傾向にござりますから、全体として見た場合、景気はここでひとつ底入れから転換へ向かう状況になつてくれればいいと思つて、一段の金融緩和を通じてやつていきたいということを考えております。

○永田委員 どうも、現在の日本の置かれている経済の状況を全く誤解なさつてゐるということが今明らかになりました。

底入れといふ言葉を使われました。底入れといふのは、循環的な景気の変動を表現するときには、循環的な景気が悪化している部分と、時々持ち直したり、時々また下降曲線に入つたり、こう循環的に波になつてゐる部分と、一方的にこう坂道で下つてゐる構造的な要因とが複合されているんですよ。すなわち、こういうふうな右肩下がりの波を打つてゐるんです。

だから、ある局面をとらえると、循環的要因で確かに上向くというような話はあるんですけども、全体的に見れば、構造的に下がっているラインがどうしても普通の真横に走つてゐる波と合成されますから、構造的な要因が中立ならば、真横に走つてゐるときは、いいときもあるし悪いときもある、これは半々の期間であらわれるわけですよ。半分半分の効果がある。しかし、下り坂のラインが合成されているために、ほんの少し持ち直す局面もあるけれども、その後はずっと長く下がる期間があつて、またほんの少し持ち直す期間があるけれども、またずつと長く下がつちゃうといふ、こういうことを繰り返してゐるのが今の日本の現状なんです。

ですから、底入れをしたから安心だというような言葉を使われるというのは、これは政府が構

的な要因を全く見失つてゐるというふうなことの裏返しなわけですね。

政府は今、構造改革に取り組んでいたはずじゃないですか。構造改革なくして景気回復はないわけでしょう。ということは、構造的な要因に手を入れなければいけないのであって、底入れをしたから大丈夫だ、大丈夫かもしれないというような認識を示すというのは、構造改革とは全く離れたと

れなればいけないのであって、底入れをしたから大丈夫だ、大丈夫かもしれないというような認識を示すのではなく、構造的な部分について、今、日本はどのよんちんかんな議論だというふうに思つんですけれども、構造的な部分について、今、日本はどのよな局面に置かれているのか、改めて認識をお願いします。

○塩川国務大臣 私は、先ほど申しました底入れの状況にあるということでございますが、これは、何も安心しているということを表明しているものじゃございませんで、要するに、底入れをしておるということは、スパイアルになつておらないということの一つの表現として適切に説明できるものではないかと思います。

○永田委員 もう少しあかりやすくお話をしますと、デフレスペイアルというの、構造的にずっと、こう坂道を転がることく、今の小泉内閣の支持率みたいにずっと下がつていつちやうというのを、これが構造的な要因というんです。

一方で、循環的な要因といふのは御存じですね、在庫と生産と消費と、循環的にこう回つて、余り、底入れが視野に入つてきたがために安心をしてゐるというふうには思つていません。かなりの危機感を持つてゐるというの、僕もそこは認識してゐるつもりです。

しかし、そうではなくて、構造的にデフレスペイアルに入つてゐるかもしれないということは、それは循環的要因とは離れた目で見なくちゃいけないわけですよ。ですから、今の日本の経済が構造的に見てどのような局面にあるというふうに認識なさつてゐるかをお伺いしてゐるのですけれども、お答えいただけませんでしょうか。

○塩川国務大臣 もちろん、今回の長引く不況状況といふものは構造的なところから来たことは何とも認めるところでございまして、したがつて、人をも認めるところでございまして、したがつて、

小泉内閣におきまして、構造改革なくして景気回復なしというスローガンを掲げて、これを基本政策にしておるのは当然でございます。

したがつて、構造改革をこれからどんどん積極的にやっていかなければ、それの一番効果を発揮いたしますのは、社会的システムを変えるとか、あるいは経済の、企業のあり方を変えるとかいう、そういうことは時間の経過が必要でございますから、とりあえず構造改革に着手しな

きやならぬは規制の緩和だと思っておりまして、この規制の緩和につまましては、相当の項目にわたりまして、過去数年間実施してまいりました。これをさらに拡大していくために、行政の中ににおける規制緩和、それを実施したい。そうしようとするならば、行政システムを変えなければ、行政の持つておる権限、すなわち規制緩和というものが十分に進まないというところから、行政改革のいわば集大成を図つていこうということで、現在行政改革担当大臣のところで鋭意進めておる

た。

これをさらによくするために、行政の中にかかる見た景気、経済の状況、認識をお話しいただいたので、次のテーマに移りたいと思ひます。

○永田委員 政府の、きょう今日における構造面から見て、理財局長がお越しさになつて、次に、このテーマに移りたいと思ひます。

これは、また通告がないんです、理財局長がお越しになつて、ぜひとと、けさのニュースで気になるのがあつたので、教えてください。

国債をネットで個人に販売するというよなお話をありました。なぜこのようなことをお考えになつてゐるのか。つまり、機関投資家と個人では国債の購入に関する問題が違つてゐる。なぜこのようにお考えなんでしょうか。どちら、どのような違いに着目をして、ネットで販売することを考えているのか。これは日経新聞に載つてゐる話なので、多分何かの発表があつたんだ

と思うのですけれども、可能ならば、お答えいただきたいと思います。なれば、通告がないので結構でございますけれども。

○寺澤政府参考人 お答え申し上げます。

大量の国債発行を行つて、その後数年続けて、その円

滑かつ確実な消化を図るために国債管理政策をどういうふうに持つていかかということでいろいろ検討しているわけでございますが、一つの点は、円でございます。四百兆の中の十兆円が個人がお持ちいただいているということでございまして、政府及び中央銀行が持つております以外には、金融機関等の保有割合が極めて高く、海外が五%程度でございますから、中央銀行以外では八割ぐらいが、残りの八割ぐらいが金融機関が持つておるというふうに持つていています。

これは、金融の一定の変動に対し金融機関は同じような行動をとる可能性が高いということ

で、その国債のボラティリティーが非常に高まるということを保有構造から推測できるわけでございまして、いろいろな保有動機を持った方々に国债を安定的にお持ちいただけるように、個人消

費を入れたいと考えております。

そこで、現在個人向け国債については、金融機関、郵便局の窓口で販売をいただいておりまつておらず、アメリカなんかは、財務省が直接個人にインターネットで国債の販売をしていることがありますので、個人に対する国債の販売の方法として、そういうものについても検討しておるということでございます。

その中で、現在個人向け国債については、金融機関、郵便局の窓口で販売をいただいておりまつておらず、アメリカなんかは、財務省が直接個人にインターネットで国債の販売をしているといふこともありますので、個人に対する国債の販売の方法として、そういうものについても検討しておるということでございます。

○永田委員 確かに、機関投資家が八〇%の国債を持っていて、そして個人はわずか一〇%そこそこ

あるといふ状況は、もう少し個人の保有比率を高めてもいいのかなというふうに、そこは、そな一面だけでは僕は認めます。しかし、その前に

もう少し考えなきゃいけないことがあるんじゃないかなというふうに思うのですよ。

つまり、今の国債マーケットは、金融市場の中でも大きく大きくゆがんでいます。そのゆがんでいる状態を放置して個人に国債を売るといういう話をすると、これは個人にいたずらにそのリスクを負わせることになつたりするのではないかなどといふうに思います。

何しろ、今の普通預金の金利は〇・〇〇~%といふ銀行もあるわけです。百万円預けて年に幾らですか、十円ぐらいしかつかないんですかね、金利が。こんなばかげた金利状況にあって、一%以上の金利がつくようなものに、國民がそっちを持ちたくなるという気持ちも出てくるかもしれません。

しかし、なぜ今金融機関があんなにも国債を持ちたがっているのかということを考えると、私が前々から指摘をしておりますとおり、このたび通った法律で、銀行は株式を持ってなくなつたわけです。一定以上持てなくなつた、制限がつきました。そして、土地に対する融資、土地の保有も、

これもそんなにたくさんできないという状況にある。民間企業に銀行が貸し付けをするということでもなかなか今の景気状況では難しいということになる。

なると、もう国債に向かうしかないわけですよ。つまり、日銀が銀行にじやぶじやぶ流動性を確保しているのはわかりますけれども、それの向かう先が国債以外にはないという状況の方がおかしいのです。

いわけであつて、その状況を放置したままで、八〇%の国債を銀行等の機関が持つてゐるんだといふようなことをお話しになつても、それはちょっと話の順番が違つんじやないのかなというふうに思ひます。銀行等の金融機関があんなにもたくさん国債を買いたがるということの方が本当はおかしいでござる。

ですから、ぜひ塙川財務大臣には、この国債市場がゆがんでいる、つまり、株や土地や民間企業に対する融資に比べて、民間銀行から見れば、株や土地を買ったり株や土地に対して融資をしたりしていいです。

するんではなくてあるいは民間企業に貸し付ける
というのではなくて、それよりも国債を持つ方が
有利だという状況になつていて、これが実は不自然だ
ということを認識していただいた上で、これは金融
担当大臣になるんでしょう、ぜひ国債が一方的
に有利になつていて、その状況を改善してから
じゃないと、国民にネットで販売をするというよ
うな手を打つてはいけないんじゃないかなというふ

〔委員長退席、中野（清）委員長代理着席〕
○塩川國務大臣　今、国債は、從来から比較的の国債の販売が順調に、しかも安易にやつておなりました。それは私も認めます。というのは、シンジケート団が結成されまして、そこで、シンジケートで大体六〇%ぐらいすと引き受けてしまつて、それも大体財務省の言う、旧大藏省の言う買い値で買つてくれる、こういうのでござりますから安定しておつたんですね。
ところが、現在、各金融機関がそれぞれ自口資本比率だとか貸し出しの効率化とかいろいろござりますので非常に難しくなつてしまひましたので

それと同時に、より以上に、この機会に国民の
で、これからシンジケート団のあり方ということ」と
を変えなければならぬ、こう思います。

皆さんに国債のいわば実態というものを知つてもうらう、また国債を大事にしてもらつたためにぜひ買ってもらいたい。ただ、そのためには、やはりPRがもつと必要だらうと思うんです。

大体 国債を買ううといつたら 大変な手続か要つて 面倒くさいんだろう、こう思うて、どこに売っているんだろうと、それも知らぬというような状況が多いんでござりますから、今永田さんがおっしゃるように、郵便局なんかで簡単に買えるような、簡単に買えるということが大事なので、そういうことをより進めていきたいと思ってます。

それと同時に、国債といつたら十年の長期国債というのばかり頭にござりますけれども、できればそれが一番基本のスタイルでござりますのでその条件でやりたいと思いますけれども、いろいろ

な多様な、五年物であるとかあるいは短期とまぜ合わせて発行するとかいうような、そういう発行の条件といふか発行の状態を多様化していくたい。それによつて国民の皆さんになじんでいただきけるような国債にいたしたい、こう心得ております。

によって、より一層その国債マーケットを安定化した厚みのあるものにしていこうという努力は、私は決して評価しないわけじゃないんですよ。しかし、その前に国債を取り巻く環境を健全にしておかなければならぬのではないかという指摘なのであって、ぜひそこに対する誠実な答弁をしていただきたいと思うんですよ。

政府短期証券の入札、恐ろしいことになつてますね、三千五百兆円の入札があるんですって。国民の金融資産の二倍以上の入札が政府短期証券の入札にあるという話ですよ。天文学的数字ですね。普通はあり得ない話です。

なぜこのようなことになつているかといえば、

銀行の方がその運用手段を持たない。これは有利なものだからぜひ買いたいということで、とてつもない金額の入札がある。一方で、十年物新発国債

債は時々割れ寸前になってしまつというようなことも起こつてゐるわけですよ。つまり、政府が相手であつても、機関投資家の目から見て、十年も金を貸すのは御免だよ、せいぜい三ヶ月だった

らしいけれども十年も貸すのは御免だよといううとをマーケットは明確に出しているわけですよ。ですから、金融市場は大きくやがんでいます。

預金金利の数十倍に上る預金保険料を払わなければならぬような状況に今銀行は追い込まれてゐるわけですよ。

ているといつても仕方がない状況にあるわけであって、もう少し国債の発行環境も含めて金融市場を健全なものに戻す努力をしないと、個人が国債を買うような環境にはならないのではないかというふうに思うんですが、これは金融担当大臣のお話になるんでしょうか、どちらでもお好きな方、お答えくださいませ。

○柳澤国務大臣　国債管理政策の話が主ではない

か、こういうようにも思つんではけれども、たまには私が答弁に立たないと先輩大臣からおしかりもいたしますので答弁をさせていただきますが、幾つかのことを御指摘になられました。

国債については、銀行はやはり運用先としてかなり大事に思つてゐるということでござりますが、同時に、時価会計が導入されておりますので、これをできるだけ期近物にして、本当に早く元本が回収される、その間利息もいただく、こういうものを選好するのは、これは当然のビヘービアだというふうに考えております。

基本的には、期の長いものについては銀行としてはそこそこ相当のリスクを感じておるというふうに思つてはいるが、たまには私が答弁に立たないと先輩大臣からおしかりもいたしますので答弁をさせていただきますが、幾つかのことを御指摘になられました。

でこれを避けようとする、そういう中で、一時の
ような国債保有残高をむしろ縮減させているとい
うふうに私ども今認識をいたしております。

そういうことを考えながら、他方、国債の発行需要というものが、この財政規律をかなりきつつくしつもなお今後続くとしても現実ですので、そういうのをどうやって両立させるかといえ

は、やはり家計に、つまり時価会計などというよ
うな、期中の減価というようなものについて何らか
が会計的な処理を要強さされないようなところに
持つてもらうというのには、当然の国債管理政策上
の政策の立て方であろうと私は見ていくわけですが
ざいます。

利回りのいいものに入れ札を集中させていくのは、これは当然のビヘービアであろうという話をしているんではなくて、そうではなくて、そういうよううなビヘービアになってしまふもとを直していく

さいという話をしているわけですよ。それが当然だといえれば、常日ごろから数千兆円の入札があつておかしくないはずですよ。しかし、いまだかつてそんなことはなかつたわけですね。つい最近の話ですよ、こんなことが起こっているのは。

ということは、どこかにおかしなことが起つていると考えるのが普通なんですよ。そこを直さなければ、要するに、体温計の温度だけ見て、あるほど、熱があるんだな、では水をかけて冷やそうかなという話じゃなくて、どこかに病気のもとがあるんだというふうに考えてほしいんですね。三千五百兆円の入札というのはそういうこと一般個人に買わせて、それは大変なリスクを負わせることになりかねないということをぜひ認識していただきたいんですよ。

金融機関が真剣に考えてポートフォリオを組んでいる中で、僕は遊びで三千五百兆円の入札をやっているとは思いません。それはちゃんととした根拠があるんですよ。では、同じだけの情報と同じだけの深い思考が、考え方一般国民にあるかというと、僕はさすがにそこまでのプロの考え方というのにはすべての国民が持つていいとは思いません。その大もとの部分をどうにもせずに、リスクは勝手に国民がとつてくださいという立場で政府が国債を販売するならば、これは国民に対する大変な詐欺行為を働くことになりかねないということを十分認識していただきた上で、ぜひ大もの部分を直すように努力をしていただきたいと思います。

最後に、詐欺のお話をしたいと思います。まるで大和都市管財のようなんですねけれども、今の政府の国債の売り方というのは、私にしてみれば大和都市管財とそう変わらないと思うのですが。大和都市管財、ぜひ、今理事会でもお話をされていると思いますが、坂井議員のあるいは三塚議員の参考人招致は、委員の皆様には誠実に応じていただきましたようにお願いをしていただきたいとい

うふうに思います。

一方で、前回もお話をしましたが、村田副大臣は大和都市管財に絡んで三人の議員がこれに関与していたというお話をいたのですが、改めて実名を挙げるとともに、どのような関与があつたのかを、説明を最後にいただきたいと思います。もう時間がないので終わりにしますけれども。

これは、説明しないということはないと思うのですよ。今、政府と一般議員の間の関係がこれはど社会的に問題になつてゐる時期はないのであって、鈴木議員と外務省の関係をひもとくまでもなく、やはり政府に対し不当な圧力をかけるような議員があつてはならないと我々自身思わないきやうけない。ですから、政府の方は、どのような働きかけがあつたのかという説明をしつかりしてもらわないと、もちろん疑惑を持たれるようなことは多分なかつたと思ひます、でも、なかつたといふことをきつちり国会で説明していただきたいと、疑惑はいつまでたつても晴れないのですよ。ですから、まだ疑惑の入り口の段階ですけれども、これが本格的な疑惑に発展することのないよう、正確に実名を挙げながらこのような働きかけがあつたということを国会の場で説明をしていただきたいのです。これを最後の質問といたしますので、よろしくお願いします。

○柳澤國務大臣　村田副大臣が、実は、この問題が世上論じられるようになって直ちに、実情を把握するための委員会と申しましようか、そういう組織の本部長になりまして、かなりの数に上る関係職員というもの的事情を聴取したところでござります。

結論として、三名の議員の方から電話があつた

ということが、確認と申しましようか、その事情の聞き取りの中で浮かび上がつたということをございますが、いずれの職員の方も、本当に自分の記憶が正確である、本当にこれだけだ、あるいはこの人だというようなことについて、昔のことと確信もないんですけど、このようないいこと、確信がなくても言いたいというよう

いきさつであったように聞いております。

そういうような状況の把握の程度でありますので、これを公にするということはやはり差し控えるべきではないか、こういうことで村田副大臣もかねてより委員各位の御質問に対して答弁をさせていただいているところでございます。

今も、永田委員もちょっと御理解あるお話をぶりをいただいたかとお聞きしましたけれども、その方々の電話も、状況はどうなつてあるんだということに基本的に尽きていたようでございまして、この問題に対する行政処分等の対応について何かゆがめられるようないいわゆる圧力というようなものではなかつた、このことは断じて言えます。というのがこの事情聽取の結果であつたというところでございます。

どなたをお呼びになるかということについては、理事会での協議にゆだねられていると我々承知いたしておりますので、理事会の御決定に従いました。このように考えているところでございます。

○永田委員　もう終わりにしますが、委員長、ぜひ理事会でこの件話していただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○中野(清)委員長代理　はい、わかりました。次に、長妻昭君。

○長妻委員　民主党の長妻昭でございます。

村田副大臣に心よりお見舞いを申し上げます。

本日審査の独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案について質問をさせていただきたいと思います。

それぞれの独立行政法人のお目付役として、評価委員会というようなものが来年一月ごろには設置をされるというようなことをお伺いしているのですけれども、こういうお目付役の評価委員会、一般企業でいえば株主総会のような役割をされ

る答弁いただきたいと思います。

○谷口副大臣　第三者評価委員会ということですが、財務省の独立行政法人評価委員会が、もう既に十三年の四月に独立行政法人に移行いたしました酒類総合研究所というのがございまして、この業務の実績の評価を行つたために、十三年の一月に、既に行政評価委員会が設置されております。

ですから、今回の独立法が、造幣局また国立印刷局、独立法人になるわけでござりますが、移行いたしますと、三つの財務省所管の独立行政法人ということになるわけございまして、これらの業績を評価するというようになるわけござります。

現行の、今申し上げました酒類総合研究所の業績評価でございますが、この評価委員会でございますが、これについては、財務省のOBは今入っておられないわけでござります。

ですから、今後は、専門的な、実践的な意見を述べていただくようの方、客観的または中立、公正な評価ができる方、このような方に入つていただいて、十分意見をお聞きいたしたいというようになります。

○長妻委員　ちょっと、本当に全然質問に答えられないのですね。本当に申しわけないのでござりますが、貴重な時間が非常にむだになるわけでありますし、評価委員会には財務省OB等官僚のOBの方は入れないということですかと聞いておりまます。端的にお答えください。

○谷口副大臣　いや、だから、今申し上げましたように、学識経験、またもちろん専門的意見をお聞きでございまして、そのような観点で幅広く選んでいきたいというようになっております。

○長妻委員　ちゃんと答えてください。

○塩川国務大臣　これは、何か初めてから話を聞いていますと、こういう関係省庁のOBを入れると何かうまく運営されないとか、あるいは不正を隠

○塙川國務大臣 長妻さんは大体金融関係は非常に詳しい議員ですから、このことはよく御存じだと思います。

要するに、政策投資銀行というものが生まれました、設立されました趣旨から今日まで、政策投資銀行は一貫して、やはり日本経済の一番難しい分野のところにスポットを当てて融資をしてきております。それはこれまでやっておりまし、今後もそういう使命を、やはり使命感を持ってやつておる銀行だと私は思つておるのです。

例えば、さきおっしゃいました大阪のU.S.Jの問題にいたしましても、政策投資銀行が、これが融資をするということを決めましたので、その腹を決めたので一般市中銀行がそれに協調融資をしてきたということ、これは私は地元でこの問題に關係しておりますので、よく知つております。

それでは、政策投資銀行はなぜU.S.Jに融資をしていいという腹を決めたのか、融資決定をしたのかといまつたら、大阪市がU.S.Jの会社に対しまして、若干ではございますけれども、出資をいたしました。そのことによつて、地域開発に対するU.S.Jの意向といふものが酌み取れて、それが周辺地域が、ぜひ開発の施工を伴つたもの、そして京阪電車がそれに鉄道を入れていくといふ、一連のプロジェクトが完成いたしましたので、そいつでした。そのように、U.S.Jは上場でなくとも、必要な、いわば銀行の使命によって、それによつて融資をしておるということです。

ですから、この問題にしましても、リスク管理しておるのが少ないと、それがやはりそれを率いきておるということあります。それから、要注意事項の債権が八・六%あるとおっしゃいますけれども、これはほとんど、私は十分知りませんけれども、これは第三セクター、地方自治体と民間のやりました第三セクターに対

する貸し付けが多いのではないか。第三セクターの貸し付けは、往々にして、フィージビリティー

を重点にするのではなくして、地域の要望によつて動かされるという性質がございますので、その点私はこの八・六%というのは若干残念だなと思つておりますけれども、これはまた別の対策と言つておられます。

○長妻委員 今、塙川大臣が言われたのは、この資料六で、本当に政府系金融機関の要注意とかリスク管理債権の比率が一般の金融機関より高ければ、今言われたことはある程度そうかなと思うんですけれども、低いわけですね。非常にリスクをとっていいないという実態があるわけありますて、それと、ぜひ大臣、直接銀行に本音を聞いていただきたいと思うんですけれども、やはり民業圧迫だよというふうに私は複数の銀行に聞くと言われるわけありますので、ぜひ大臣、前向きに、政府系金融機関の改革ということが、方針を年末までに出すということでありますので、ぜひ

言つていただきたい。

○塙川國務大臣 前向きに改革する、これは私も賛成でござります。ただ、先ほどおっしゃった中で、市中銀行よりも不良債権が多くなければならぬという考え方、これは長妻さん、何としてもこれはちょっと認識を変えてもらわないかねと思うんです。

といいますのは、現在の市中銀行が不良債権をたくさん持つておられますのは、かつて、十年ほど前のバブルの盛んなときに、そのときに使つてくれ使つてくれと無理やり融資していった。しかも開発志向の融資。それが焦げついておるのであって、これは、銀行が招いてきたいわば災害なのであります。ところが投資銀行、私は別に投資銀行と縁があるわけじゃございませんけれども、政策投資銀行は、自分らの銀行の設置した目的に忠実にやつておつたがために、したがつて不良債権の比率が少ないと、これがございまして、その点は認識を変えてもらわないと、ちょっとこれは議

論が違うと思います。

○長妻委員 パブルのときの引きずっといるのも確かにありますけれども、かなりの部分はそ

の後の、今も含めて新規発生の不良債権、民間はこれは絶対あると思うわけでありますので、ぜひ大臣、何か小泉内閣発足後のあの威勢のいい政府系金融機関の改革論が非常に後退したようなイメージがありますので、ぜひお取り組みをいた

時間がありませんので、次の……(塙川國務大臣)ちょっと待つてください」と呼ぶ)ちょっとと済みません、時間も、さきちよつと時間をとりましたので、みずほのシステム障害についての質問に移らせていただきます。

これは昨日、新たにまた未処理、四十万件に及ぶ振替のミスというのが発覚をしたということ

で、もう毎日毎日新しい状況が明らかになってくるわけであります。

この資料一というのをお配りしたのを、こんなに

ただきますと、これは金融検査マニュアルといふ、金融厅の検査官の方が検査をするときのマニフェアルでございますけれども、その中にシステムリスク管理態勢の確認検査用チェックリストというのがあります。これはコンピューターを含めたシステムのチェックが何ページにもわたってあります。

その中の一ページだけを抜粋したものでござりますけれども、例えば(4)、「テスト等」と書いてあ

りますが、これはコンピューターの稼働テストですけれども、例えば(2)に、テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害

があります。

その下の(5)では、検収に当たつて

ます。あるいは、この下の(6)では、内容を十分理解できる役職員により行われて

いるのかどうか、こういうような項目がずらつと並んでいます。

私が金融厅にお伺いしますと、昨年の三月十六日から六月十九日、三ヶ月ぐらい、みずほに

る前のまだ三つに分かれた銀行、富士、一勵、興銀に立入検査を金融厅はした。当然このシステムもきちっと見たというようなお話をあります。と

ころが、今回、こういうような大変な事態、下手をすると大きな金融不安を招きかねない事態にまで拡大したわけありますので、きちんと、本当にシステムの検査をしたのかどうかということを、検査の結果は通知されるわけありますけれども、検査の問題点の指摘もちゃんと通知をしたのであります。

○柳澤国務大臣 今、長妻委員が御質問の中で言われたとおり、私ども、金融検査におきまして、このシステムリスクの検査というのは当然行つわ

けでございます。

三月から六月まで立入検査をして、その結果を十月に検査結果通知という形で通知をいたしてお

るわけでございますけれども、そのときに問題になつた主たることと、いうのは、こういうスケジュールで進んで本当にテ스트の時間等が確保できること、その点、懸念があるということでございまして、その後においては、今度は監督の方に電話が行きまして、そして監督当局としては、その後の進捗状況、検査でこういうことの指摘があつたけれども、その後これがどうなつているかといふような形で報告を求めるということで進みます。

その都度の監督当局の求めに對して、かくかくしかじかで万全を期しておりますといつたよう

な旨の返事がついて、その後、時間が経過して

いた、こういう状況であったと、このことでございます。

○長妻委員 監督というと、高木さんがおられる

金融厅の監督のことだと思うんですが、今のお話をありますと、今のお話のとおりだとしますと、

ある意味では金融厅が、だまされていましたという表現がいいのか悪いのか、銀行の申し出をうのみにしてしまつたという表現がいいのかどうかわかりませんけれども、検査をして、その後、いろいろ

システムの点があつて、そして金融庁の監督の方に移つて、それを指導をいろいろしていた。ところがみずほの方は、万全であるというような報告が来ていた。それで時間が経過して、今日に至つてしまつた。

い、どうですかとうのみにしてしまった、この責任はどうお感じですか。

○柳澤国務大臣 ここは、検査において指摘をしたということがまず非常に大事な点でござります。

○長妻委員 ちょっと重大な責任が金融庁にもあると思うんですが。指摘をして言うことを聞く
かなかつたらそれまでよというんであれば、高い
税金を払って金融行政を任せている意味がないわ
けでありますので、やはりそれを是正させるとい
うことを粘り強くするということが重要であります
す。もし本当にできないのだったら合併統合を延
期するとか、そういう最終的な指導まで責任を
持つてやるというのがやはり金融庁ではないかと
いうふうに考えておりまして、そうすると、柳澤
大臣は、この件 検査できちんと指摘をして改善
できなかつたという点は責任はないというような
御見解でござりますか。

○柳澤国務大臣 これは、いつも長妻委員、責任
論をなさるわけですけれども、責任というものの
大臣は、この件 検査できちんと指摘をして改善
できなかつたという点は責任はないというような
御見解でござりますか。

構造、これはまあ、故意それから過失それから不抗力、結果責任ともいうことですけれども、そういうことの中でも、不可抗力であってもこの結果については責任を負う、結果責任ということであれば、これはもうすべてのことについて、起つたことがエラーであれば責任を負うわけでございますけれども、政治としては結果責任ということをよく言われますけれども、私はやはり行政というのは、私の責任は、政治家として責任はありますよ。結果責任ですから、何が起こるかと結果責任を負います。ですから行政の責任、私は行政の長としての責任を申しているのですけれども、行政の責任というものについては、手順が踏んである。故意はないことはもとよりのこと、過失というようなことについても、私はそんなに大きい程度にあるというふうには思つております。

○長妻委員 今、政治家の責任と行政の責任、行政の責任だけのお話をされましたけれども、私は重大な責任があると思います。今後、ぜひシステムの検査というのもきちんと、今四人の方が、民間からシステムに詳しい方が中途で入って検査官をされているというふうに聞いていますけれども、もつときちんとコンピューターの研修を、私も、大学を出てからすぐにはコンピューターメーカーにおいて銀行にコンピューターを販売していった経験もございまして、今回、二年でこんなメガバンクが二つが一つのシステムになるなんということのは到底、私の感覚ではやはり五年ぐらいかかるような大仕事でありますので、ぜひ本当の専門家を養成していただきたいというふうに思います。

それで、今の質問に関連しまして、金融庁の指導や検査の結果というものをどの程度重きを置かれて銀行が受けとめているのか、あるいは、どの程度その結果通知を銀行が真摯に受けとめて素直に改善しているのかというようなことで、今、意見申し立て制度というのを銀行が持っているといふうに聞いております。これは、金融庁が検査結果を通知すると、それにちょっとと従えないと、異

こういう制度だということあります。平成十二年の一月から現在までに、十三の金融機関から百七十六件の申し立てがあった。金融厅の検査結果はちょっとおかしいんじゃないのと百七十六件あった。そのうち、八十六件は金融機関の申し出どおりになった。金融厅が金融機関からクレームというか、これは違うんじゃないと金融機関から言われて、半分ぐらいは、ああそうでしたた、金融厅の検査はおかしいんでした、済みませんというような形で金融機関の言い分をとったということになりますが、何か頼りないような気がするのでございます。

半分も申し立ての中でそのとおりということでありますけれども、これは大臣、どういうふうに認識されておられますか。

○柳澤国務大臣 これもどういうふうに読み取るかということですけれども、意見の申し出というのは、やはり金融厅の言い分を、大半はまず意見の申し出に至らなくて、金融厅の判断というものを恐らく銀行が受け入れたんだろうと思うんですね。それで、最後までどうしてもそこのこところ、金融厅の見解と意見の一致を見ないところが恐らく意見の申し出という、まさにマージナルな部分でこうしたことが起こっているというふうに思います。

その結果、半分も出るんだから頼りないと自分は思うけれどもというふうにお読み取りになることも、これはまああり得るかもしませんが、半分は、検査局全体としては上下はないんですけども、そここのオンサイトに行かなかつたオフサイトにいるものが、半分はオンサイトでの主張といふものを変更しているということで、私としては、この制度が、むしろマージナルなものである、しかしマージナルなものについて申し出が止まっているということをむしろ示しているんだろうというふうに考えております。

○長妻委員 ぜひ、検査をして、そしてその後それが是正をきちんとされるというような指導を粘り強くしていただきたいということをお願い申上げます。

特別検査の結果が本日の午後、大臣が記者会見で発表されるということを聞いておりますけれども、もうマスコミでは三日ぐらい前から全部データが出て、全部同じ数字でありますから、これは間違いないと思うのでござります。

この特別検査は、各行の融資残高が百億円以上の大口融資先のうち、株価格付が大きく変化したところ百四十九社、債権額十二・九兆円、これが対象になっている。それで、結果としては、うち、会社数でいえば四八%の会社、債権額でいえば五八%の債権額が、債権の評価を落としなさいということで落とした。つまりは、引当金を積み増しした、積み増し要請したということになってありますけれども、これは半分以上の債権額が査定がおかしいということになりますので、これまで厳格な査定をしていたとずっと言い続けておられたにもかかわらず、こんないかげんだったのかというような思想を一つは私は持ったわけでありますけれども、大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 コメントは、今の数字について申し上げるという段階では私はないというふうに思います。私ども、正式に発表させていただいてから御議論をいただきたい、こういうように思つております。

ただ、ここでちょっとだけ今のようなお話を聞いて申させていただきますと、今度のことは、何と申しますか、自己査定について、あるいは決算について検査が入ったというものでは実はないわけでございます。ですから、非常に特別な性格を持つているということで特別検査ということを言っているわけですけれども、検査という言葉も、そもそも、何というか、自己査定に市場の評価などをちゃんと入れていますねということを確認して、銀行当事者と、それから外部の監査人と検査当局とが、いわば二者協議をするというような

ここで進んだということありますので、銀行側がこうですと言ったものを検査したということでは実はないわけでござりますので、そのところだけちょっと認識を正しいものにしていただければありがたいと思います。（長妻委員）今の質問の御回答は。質問の感想は」と呼ぶ

だから、その点についてはコメントいたしました。今、数字についての立論をなさいましたので、それについては私、数字そのものを今発表している段階ではありませんので、コメントをいたしません。

○長妻委員 私は、これは問題があると思うんですね。いつもそうなんですかね、国会では、正式にまだ数字を発表していない、だからそれにに対する議論はできない。しかし世間では、特に報道では、ほんほんそういう話が、もう数字が具体的に出てる。世間はもう、アリリストも市場も含めて、特別検査の結果はもう出ているということで全部動いているわけです。国会は本当に一周、二周、三周おくれで、正式発表まで何にもコメントできません、できません。

この数字が、今世間で報道されている数字が本当であれば、違う数字であればそれはそういうことを言えるかもしれませんけれども、本当であれば、その部分に対してはやはりコメントをしていただかない、この数字が漏れたのは金融庁から漏れているわけありますから、理屈で言えば大臣、コメントしてください。

○柳澤国務大臣 私、報道についてコメントするということは差し控えたいと思います。

○長妻委員 まじめに答えて。ちゃんと、きちんとと答えてください。ちょっとと検討してください。（発言する者あり）

○坂本委員長 長妻君、質問を続行してください。

論できませんと。これは、漫画と言つたら失礼なのかどうかわかりませんけれども、本当におかしく思っています。そのとおりだと思います。

ぜひ大臣、今私が、先ほど申し上げた特別検査の結果の数字は、全部の、かなり多くの報道で同じ数字が出ているわけですから、金融庁から漏れているわけでしょう。ぜひそれについての、感想というのはこの報道への感想ではなくて、今申し上げた数字、この数字が、これまで厳格な査定をしていない、こういういいかげんだったのかと私は感想を持つたわけで、それに対して、大臣はこの数字に基づいてどういう感想を持たれたのかと、いうとをお答えください。議論できませんから、国会で。

○柳澤国務大臣 政府の数字というの、まさに発表のその瞬間まで、これはいろいろ変更の話だつてあり得るわけです。ですから我々は、政府の数字として議論の根拠にしていただきためには、正式発表を待つてやつていただくということがやはり筋でしよう。

これは、長妻委員もいすれこっちに来たら同じことをおっしゃいますよ。よく考えてごらんなさい。新聞が先に何かどこから持つていった数字があつて、それについて議論しましようなんていうのに答えられますか。答えられませんよ、そんなものに。

○長妻委員 納得できません。国会の議論ができません。（発言する者あり）

○坂本委員長 速記ちょっとととめてください。（速記中止）

○坂本委員長 速記起としてください。

しかし、それから、ちょっと失礼しました、問題は漏らしたのかということですが、私どもは、このような報道が事前になされる。あるいはそれが、私は遺憾千万だと思います。

○長妻委員 納得できません。答えていいですかね。ここで議論しようと言っているのに、ダメで、もう全部議論しているんです。世間ではもう全部議論しているんですから。こここの場所だけ何で議論できないんですか。マスコミ報道の数字が違うなら違うと明言してください。（発言する者あり）

○坂本委員長 ちょっとと速記とめて。

（速記中止）

○坂本委員長 速記を起としてください。

○柳澤金融担当大臣

○柳澤国務大臣 政府のいろいろな作業結果について関心が深いことはよくわかつておりますけれども、やはり、作業の経過、途中経過あるいは作業の一部というようなものを先走つた形で報道しようと、その気持ちはわかるんですが、もしそうならば、確認とか何とかをするというようのが私は報道機関としてのあり方だろうと思いまして、こうした事態については極めて遺憾だと考えております。（発言する者あり）

私は、今の答弁につけ加えますけれども、このような事態は極めて遺憾でございまして、我々としては、こうした事態が起こらないように最善の努力を今後はいたしたい、このように考えております。

○長妻委員 私が申し上げた趣旨は、そういうことでもあるんですね、今申し上げたのは。

私はかつてはマスコミにもおりましたので、申し上げたいのは、国会の議論というのはいつもそこにあるんですね、今申し上げたのは。

○柳澤国務大臣 政府の発表、これはいろいろな作業を経て最終の意思決定をして行われるものでありまして、やはり国会のようく権威のあるところは、そつとした正式の発表に基づいてきちっとした御議論をいただくのがよろしいんじゃないかなと私は考えております。

○長妻委員 今の発言も、私はちょっと違うとおもですね。このスピードの、一分一秒を今までケットというのをもう動いているわけでありまして、世界のマーケットも。これは言うまでもないことでありますけれども。

今報道されている数字は特別検査の根幹の数字だと私は思うんですね。これがもう外に二、三日前から出て、全部もう特別検査の発表は終わり、世間はそういう形でアナリストも含めて動いてやっているわけです。ここだけが、時代に取り残されたように、まだ正式発表がありませんから、それまであれど。もう全然対応もくそも、金融危機にこんな姿勢をとつていては対応ができないわけです。

もし大臣がそういうふうに言われるのであれば、絶対に漏れないような仕掛けをつくらないと、ぱろぱろ漏れるような仕掛けをつくっておいでそういうことを言われるというのは、私は筋が通らないというふうに思いますので、ぜひ大臣、今はこういう議論がないようにしていただきたいといふふうに思います。そして、出てしまったものは、正しければそれは認めて国会で議論するということにしないと、特に金融行政はまずいと思います。

最後に、一質問をさせていただきますと、この特別検査の結果を、今、報道どおりだと私は考えますと、対象が非常に少ないんではないか。これだけのものでこういう結果が出たということは、もっと対象を広げていただき、きちんととした査定の変更というのをするべきである、今後も特別検査されるということになりますけれども。そして、一つ興味深いのは、この資料二に石原慎太郎東京都知事の会見の議事録の抜粋を書かせていたのでござりますけれども、ある意味では東京都というのは金融機関にとって非常に大きな顧客、超大規模な顧客のうちの一つだと思うんです、これは石原知事の認識が柳澤大臣は間違っていると言われるかもしませんけれども、こういう最大の顧客である東京都のトップがこういう発言をされているわけです。

指定金融機関の見直しなんというのも考えますかという記者の質問に、「当然ありますよね」この中間に下に「まあ要するに、一銀行を除いては、ほとんどが何というのかな、まともじゃない状況

になつてゐるんでしょ。国はずいぶん隠してきただと私は思つたわけだから」こういう前から出て、全部もう特別検査の発表は終わり、世間はそういう形でアナリストも含めて動いてやっているわけです。ここだけが、時代に取り残されたように、まだ正式発表がありませんから、それまであれど。もう全然対応もくそも、金融危機にこんな姿勢をとつていては対応ができないわけです。

柳澤大臣、いかがお考えでございますか。

○柳澤國務大臣 資料を見させていただきまして、極めて残念だというふうに思つたのが、この石原知事の現状認識について私の申し上げられたことでござります。

都が今度指定金融機関の見直しに当たって採用されようとしているいろいろな手法については、私は、一つのお考え、見識だというふうに思いました。ですが、ただ、一つだけちょっと申しますと、東京都の場合は、地場というのがあるのかないのかちょっととよくわからぬ行政単位だというふうに思つております。県でございますと、それぞれの地銀のようなものは、まさに地場産業の一つでもあるし、地場産業を広げる、発展させるということも地方公共団体の一つの任務として、かなりその責任者には大きな関心事項となるはずであります。東京都の場合に、個々に見ますと、まさに地場といふものがあるわけでござります。

○佐々木(憲)委員 次に、佐々木憲昭でございます。

○長妻委員 時間が大変短いので、提案された三法案に絞つてお聞きをしたいと思います。特に、造幣・印刷事業の経営形態のあり方の問題についてお聞きをしたいと思います。

○佐々木(憲)委員 造幣局と印刷局の事業というのは、これまで国

○佐々木(憲)委員 企業の根幹をなすものであると。その貨幣製造には、これは平成十一年、一九九九年三月二十六日の「今後の造幣・印刷事業の経営形態について」という懇談会報告書が出ております。

○佐々木(憲)委員 造幣局と印刷局の事業といふことは、これまで国

○佐々木(憲)委員 企業といふ形態をとつてきたわけであります。

○佐々木(憲)委員 そして、その結果、大きな成果を上げてきていたといふふうに思ひます。

○佐々木(憲)委員 例えは、造幣局は、明治政府によって創設をさ

れまして、明治四年に大蔵省造幣寮として操業を

開始した。それ以来、百三十年間にわたって我が

国の大貨幣の製造を一貫して行つてきた。現在、年

間約三十億枚程度の貨幣を製造しているといふとあります。

また、印刷局も、明治四年、同じ年に大蔵省紙幣司として創設をされて、百二十年間、我が国の

紙幣の製造を行つてきたわけでありまして、年間

約四十億枚の日本銀行券の製造を行つているこ

とあります。

○長妻委員 本当に最後に、一問だけ塩川財務大臣にお伺いしたいんですが……

○坂本委員長 いや、もう時間が来ていますので。時間が来ていますからね。

○長妻委員 最後に一問、短いですかね。

○長妻委員 いや、さつき時間がとまっていますから。

○坂本委員長 それも踏まえた上でだから。

○長妻委員 最後に一問、短いですかね。

○長妻委員 いや、さつき時間がとまっていますから。

○長妻委員 いや、さつき時間がとまっていますから。</p

となるわけございませんし、まさに大臣がおつしゃつておるようくに、通貨というのは基本的なな変重要な柱でござりますから極めて重要だとうようくに認識いたしておるわけでございます。

千分の一、イギリス・ポンドの約五十分の一、フランス・フランの約三百五十分の一、ドイツ・マルクの約二百七十分の一となつておりまして、先進国の中では一番低い数字になつております。

までの国営、つまり国が責任を持つ、国家が保障している、そういうものであったからこそ、現在の通貨の信認が確保されていた、国民の信赖を得ていた。したがって、これをえなければならない理由というのは一体どこにあるのか、私は全く理解できないわけでございます。経営形態が国営だから何かまずいことがあつたのか。大臣、どこがまずかったんですか。

「職員の高いモラルが十分發揮されている」としたがって、「現状の国営企業形態が特段の問題なく機能してきたと認められる。また、質の高い通貨を製造しつつ、これまで合理化・効率化にも取り組んできていることを考えると、国営形態をどうしても変えなくてはならないとは言えない」こういう意見があった。「こうした観点から、経済的

○塙川国務大臣 権威を保障し、それから、製造の規格、生産、そういう一連の造幣並びに印刷の作業に対しましては、國は公法をもって、この独立行政法人という公法をもってこれを保障しておられますから、國營と全く違つらない。一方にるき

目標達成の上では、国営形態が引き続き望ましいのではないかという意見が多くたつつまり、国営形態が望ましい、国営形態で今後とも引き続き行うべきではないかという意見が多くたつた。こういうふうに旨意とされているにつづく。

まして、独立行政法人のいわば特徴といいたしますことは、自らの創意工夫が十分に作業の中に生かし得る体制をとつておるということでございまして、今までの造幣局並びに印刷局でございまし

「国営維持の場合には貨幣・日銀券の製造のみを担当し、その他の業務は他の形態に移行すべきだとの意見が存在する。しかし、そのような狭い分野のみで国営を維持していくば、かえって経営

○佐々木(憲)委員 官僚的発想と言いますが、そ
たら、余りにも官僚的な発想からの作業の制約を
受けておる、これを開放する必要があるというこ
とでございまます。

の効率性や技術的な相互補完の関係などを考慮した場合適当でないという意見が大勢であった」ですから、国営形態でこれまでもやってきて、大きな成果を上げたし、これからも国営形態で経営する

の官僚的発想でどういうまずい点があつたので
しょうか。

行つていいことが適當であるというのが大
多數の意見だ。だから、中からこれを変えなければ
はどうにもならぬという状態ではないというの
が、この報告書の結論であります。

束されておりましてことは、これはやはり開放的ではないと思います。

「現状の匡宮形態を変えなくではならない積善の必然性は見い出し難く、両局を独立行政法人化する意味に乏しい」という意見、独立行政法人化はこれまでの良い面をかえって失わることになるのではないかとの意見がある。

してそれが日本の通貨の製造に大きく寄与してきた。何かまずいことがあったかと云ふと、何もまずいことは今まで指摘されていないわけでありま
す。

のではなかとの意見もあつた」といふのです。
ですから、今回出された法案は、先ほどの大旨
の提案説明によると、閣議決定されたいわば方針
があるので、独立行政法人化しなければならないとい
う説明はありましたけれども、内部からこうい

むしろ、これは先ほど紹介した懇談会報告書、これを見ますと、現在の国営形態は必要な条件を満たしている、こういうふうに書かれておりまして、「世界に冠たる偽造防止技術の開発により桁違いに低い偽造通貨発生率になっている」これは

う国宮形態を変えなければならぬという必然性は、今までの大臣の答弁あるいはこれまでの報生書などの中身を見ましても全く出てこない、こういうことだというふうに私は思いますけれども、大臣、どのようにお考えでしようか。

第一類第五號 財務金融委員會議錄第十一號

平成十四年四月十二日

○塩川國務大臣 先ほど御一寧にお読みになりますが、した報告書、それは共産黨の報告書ですか、どこ

の報告書ですか。

○佐々木(憲)委員 これはまたえらいこと、変わったことを、とんでもない発言をされます。

我々がこんな報告書を出すはずがございません。

これは政府が依頼をして、造幣・印刷事業の経営形態等に関する懇談会、座長は奥村洋彦氏であ

ります、この方が、十回にわたって検討を進め、造幣・印刷事業の今後の経営形態のあり方等につ

いて意見の取りまとめを行つた。ですから、これは財務大臣、明らかに政府が諮詢をして、それで

こういう報告書がつくられているわけであります。

何で共産黨がこんな報告書をつくらなきやい

けないんですか。そんなことは全然、撤回してく

ださい。

○塩川國務大臣 わかりました。

そのことからうと、何かええとこ取りで今報告されるから、それじゃそれは共産黨のですかと。御都合のいいところだけおとりになる。

この報告書を私もちよと読んだんだけれども、懇談会の報告書ですね、そこを読みましたら、最後の結論は、このような良好な労働関係の維持に十分配慮して独立行政法人の検討に資すべきであるということをしておりまして、この良好な関係というものはこのままで維持していくわけで、でございますから、国家公務員としての地位を完全に保障していくことが盛り込まれておる。

一方におきまして、これのメリットというものをおえますならば、今まで両事業、つまり印刷と造幣の事業でございますが、要するに計画が、当事者であるところの財務省、昔の大蔵省から天下りでおろしてきて、その枠内において作業をやってきた。しかし、最近のあらゆる技術といふものは非常に進歩発達しておりますから、自ら、創意でとり得るものは生かしていきたいといふことがございます。

だからといって、国家の事業としての経営が放

漫になつてもいかぬということ等もござります

いたしますので、絶えず中期計画を策定して、その計画の中において確実に業務をする。その計画は国においてこれを承認していく。つまり、財務

大臣が承認した範囲内において。実施については

自由を確保さすようにする、こういう点を取

り入れたものでござりますので、先ほど佐々木さ

んのおおしゃると、大分見方を変えると変わっ

てくる、物の見方によるということであります

で、御検討いただきたい。

○坂本委員長 佐々木君、時間が来ましたので、

御協力願います。

○佐々木(憲)委員 先ほど共産黨の報告書だといふふうにおっしゃったことは、撤回されるわけで

ね。

○塩川國務大臣 共産黨の報告でないということはわかりました。

○佐々木(憲)委員 したがつて、これは政府の報告書であり、私が引用したのは、一番根幹の部分を引用したわけであります。どうしても独立行政

法人にする場合にはこういう条件をつけるべきだ

ということがここに書かれているだけであります。

○坂本委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀で

す。よろしくお願ひいたします。

今回の三法案につきましては、私ども賛成でござりますので、殊さら、死んだ子の年を数えるよ

うな、因縁をつけるつもりはございませんが、何

といいますのは、幾つか御質問を用意させてい

ただいているんですが、参議院の方で何かあるそ

うですから、そのことも配慮いたしまして、先に

ちょっと、大臣に聞けるところだけ先に聞きたい

と思います。

○塩川國務大臣 全文を読んでいただいたら、き

ちっとそれは書いてあります。

○植田委員 私に読めと。私ちゃんと読んできています。

むしろ、その話を聞けば基本的に私の質問は終わっちゃうわけですが、まず、この造幣・印刷事業につきまして、九九年の四月二十七日、二〇〇〇年十一月一日、二度閣議決定で、独立行政法人化に当たっては、通貨製造業務の特殊性を考慮し、その特殊性に基づく安定的な雇用関係に配慮しつつ、必要な措置を講ずることとされておりますが、改めて確認しておきたいわけですけれども、ここで通貨製造業務の特殊性ということがありますけれども、それについて、一言で結構です

から、御答弁いただけますか。

○塩川國務大臣 この両業務の特殊性ということは、いずれも貨幣を供給しておるということ、これが事業の主体でございます。印刷も造幣も両方でございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を鍛磨する上からの必要な事業とでございます。そのほか、いろいろな附帯事業をやつておりますけれども、これは、事業の附帯の

要するに、では言いますよ。具体的に、もう一度確認をしているわけですからね。(発言する者あり)ええ。とおっしゃっていますが、そのとおりですよ。もう一遍言いますね。疲れてしまふことは確認をしています。

両独立行政法人が行う通貨製造業務は財務大臣が定める製造計画に従つて実施する、偽造防止技術等通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがある契約を締結するときは財務大臣の承認を得る、偽造に対処する必要がある場合等緊急時には財務大臣が必要な要請を行うことができる、両独立行政法人ともその職員は国家公務員として守秘義務を課す等あるわけでございます。

それをちゃんと言うてもうたらよかったです。何で私は確認答弁を求めているわけですから。何で私はやべらすんですか。それでいいですね。

○塩川國務大臣 いや、もうそれだけ研究していただいておつたる十分でございます。

○植田委員 そこで、これは確認しておきたいんです。これも私も読み上げさせぬといつください。

○塩川國務大臣 九九年の四月二十六日、これは造幣・印刷事業の経営形態にかかわって、私ども社民党に現業問題特別委員会というのがあるんですが、伊藤茂當時の委員長と当時の谷垣大蔵政務次官との間で、我々は四・二六確認と呼んでおるわけですけれども、その点についての内容について一応御確認したいのですが、大臣。そちらでも結構ですよ。

○谷口副大臣 平成十一年四月二十六日の谷垣政務次官と伊藤茂議員との間の取り交わした文書についてのお尋ねでございますが、財務省といたしましては、平成十一年四月の閣議決定に至る経緯を踏まえまして、閣議決定以降、全印刷局労働組合・全造幣労働組合との間で緊密な話し合いを重ねたところがございまして、両組合との円滑な労使協議を経て今回この法案の取りまとめに至つたものというよう認識をいたしておるわけ

でございます。今後とも、両事業の独立行政法人への移行が円滑に実施できますよう、両組合との

独法の通則法三十五条の一項では、中期目標期間終了時に業務の改廃等の検討を行うというふうになっているんですが、その検討を行ってに当たって、財務大臣は、貨幣、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮する、こういうふうにされておりまして、端的に言うならば、通貨製造の民間委託ですとか、あるいは印刷、造幣局の民営化、廃止などは私はあり得ないというふうに思っておりますので、この独法に当たっての基本的な認識と、今この配慮という具体的な中身を確認したいと思います。

○谷口副大臣 今石井委員のお尋ねでございますが、独法の基本的な認識と申しますか、委員御存じのとおり、従来から中央省庁の改革の過程におきまして、政策の企画立案機能と実施機能の分離が基本的理念の一つとされたわけでございます。そのような状況の中で、今般、造幣事業、印刷事業が独法化というような流れになったわけでございますが、そのようなことにおいて具体的にどのような配慮を行なうかというような御質問でございました。

十八条の規定を踏まえまして、中期目標期間終了時に、組織、業務の検討を行う財務大臣は、組織形態のあり方につきまして、先ほど申し上げましたように、通貨の確実な製造を確保するために経営上の理由により操業停止等があり得る民間の主体にこれをやだねることになじむのかどうかという観点、また、偽造防止技術の漏えい防止を担保するためには、職員はその身分に基づく守秘義務がかかる国家公務員とすることが必要なのかどうかといったような観点、このような観点について慎重に検討する必要があるというように考えておるところでございます。

○石井(啓)委員 通貨の製造をやらなくなるということはあり得ない話でありますけれども、そのほかにも、現在造幣局では金属工芸品の製造を行なっていたり、あるいは印刷局においては官報案におきましても、業務範囲の中に明記をされ行なうわけですけれども、こういった

た通貨製造以外の業務を行なっているわけですが、これはそれぞれ非常に高い公共上の見地から行われているわけであります。私は、今後もこういった業務についてもそれぞれ造幣局、印刷局での実施が必要な業務というふうに考えますが、この点についてはいかがでございましょう。

○谷口副大臣 もう少しやるよう、今造幣局におきましては、貨幣製造以外に大変高い技術力が求められるような、勲章を初めとした金属工芸品の製造、貴金属の品位証明といったような、公共的な見地から必要とされる業務を行なうところでございます。

これらの業務につきましては、いずれも造幣局におきまして長年培つてまいりました高度な技術を用いて実施してきたものでございます。今回この法案におきましても、その業務範囲の中に明記されたおるわけでございます。造幣局といたしましては、今後ともこのような技術を活用し、これらの業務を確実に実施し、独立行政法人造幣局に課せられた公共的使命を果たしていくことが必要だという感じでおります。

今、例えば記念貨幣、先日もワールドカップ大会の記念硬貨が出されたところでございますが、このような機会もこれからふやすといったような観点も含めて、これからやっていくことが必要だというふうに感じております。

○石井(啓)委員 濟みません。副大臣、今印刷局の方の答弁がなかつたので、印刷局の答弁もあわせて確認します。

○谷口副大臣 申しわけありません。印刷局でございますが、印刷局におきましては、これまで通貨製造業務以外に官報、国債、旅券等の印刷といった公共的見地から必要とされる業務を行なってきたわけでございますが、これらの業務につきましても、いずれも大変高度な技術を必要とされておるわけでございまして、今回の法案におきましても、業務範囲の中に明記をされ

ます。これは銀行券の供給の安定性あるいは銀行券の品質の保持という観点から、これはやはり国が必要な関与を行なうべきだというふうに考えますので、この点について確認をさせていただきたいと思いますし、また、日銀においても、財務省それから国立印刷局との緊密な連携に努めるべきといふふうに考えますので、この点についても確認をしていただきたいと存じます。

○谷口副大臣 銀行券、大変重要な問題でございまます、今おっしゃるように。今回、印刷局の独法化に当たりましては、閣議決定におきまして、通貨製造業務の特殊性を考慮し、必要な措置を講ずるというようになつておるわけでございます。このようなことを踏まえまして、独法国立印刷局法案におきましては、独立印刷局が行なう日本銀行券の製造につきまして、独立印刷局が定める製造計画に従つて実施する。また、独法国立印刷局が、偽造防止技術に関するもの等、通貨制度の安定に重要な影響を与えるおそれがある契約を締結しようとするときには、財務大臣の承認を得なければならないというふうにあります。

○永田参考人 お答え申し上げます。

安定的な供給ということと、それから需要に応じた供給といった観点から、私ども、緊密な連携をとりながら努力させていただきたいというふうに思つております。

○石井(啓)委員 それでは次に、先ほど副大臣の答弁にも出てきましたけれども、記念貨幣の発行についてお聞きをいたします。

諸外国では記念貨幣というのを非常にいろいろな機会で発行されているというふうに聞いておりますので、その点についてちょっと事例を御紹介いただきたいと思います。また、今後の記念貨幣の発行というのは、テーマとかデザインを含めて、例えは民間の有識者の方に集まつていただき、そういう民間の方の声を聞くなどして、国

給の安定性、また、大変高い技術力を要します銀行券の品質の保持が保たれるものというように考えておるところでございます。

○永田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の財務省理財局、そしてその印刷

民のニーズにこたえた、より弾力的な発行を行つても私はいいんではないか。独立行政法人化するということもござりますし、そういうことを契機に記念貨幣の発行についての弾力化に取り組むべきではないかというふうに考えますが、この点についていかがでございましょう。

○谷口副大臣 まず初めに、記念貨幣の発行について、外国における事例でござりますけれども、記念貨幣が二〇〇二年に発行されたと、一つは、アメリカにおきまして、二〇〇二年冬季オリンピックは二〇〇一年に発行されております。また、フランスにおきましても、サン・テグジュペリ生誕百年周年記念貨幣が、これは二〇〇〇年に発行されております。また、ドイツにおきましても、二〇〇〇年ハノーバー万博記念貨幣が二〇〇〇年に発行されておるわけでございます。

それで、今石井委員の方は、テーマとかデザインで民間の意見を聞くようなことなどどうかというようなお尋ねでございますが、今までにおきましても、テーマを決めた上で有識者の皆さんに懇談会を開いていただきて、そこで発行等を決定してきたという事例があるわけでござりますけれども、テーマそのものについて有識者等の民間から意見を聞くという仕組みについては、国民の二〇〇一年度の上昇したが、こういった造幣局におきますが、このふうに思ひます。

そこで、今石井委員の方は、テーマとかデザインで民間の意見を聞くようなことなどどうかといふふうに思ひます。また、先ほどワールドカップサッカー大会の記念貨幣のことは申し上げましたが、こういう造幣局におきます記念貨幣も、できれば機会もふやしていくというような方向で考えたいと思っております。

○石井(啓)委員 ゼひよろしくお願ひいたしたいと思います。

に關しましてちょっと、二つまとめてお尋ねしたいと思います。

まずは、最近カラーコピー等が非常に精巧になつてきましたので、そういうものを利用して改刷をそろそろ検討してもいいんではないか

ということが一点点ございます。

もう一つは、お札の方に非常に高度な偽造防止技術を組み入れた改刷をそろそろ検討してもいいんではないか

ということがあります。

もう一つは、お札の方に非常に高度な偽造防止技術を組み入れたとしても、それを判別する、例えはATMとか自動販売機、こちらの方の機械の読み取り精度が悪ければこれはどうしようもない

わけであって、その読み取り精度を高めていくと

いう必要があるわけですから、この読み取り精度を上げていくと、真券だととも、本物だとしても、汚れている券は受け付けにくくなってしまうわけです。したがって、日銀においては、市中からの回収、消却ペースをこの際速めていくべきではないかというふうに考えますが、この二つについて最後、確認をさせていただきたいと思ひます。

○谷口副大臣 最新の偽造防止技術を組み入れた印刷を検討すべきではないかということでございまますが、財務省は通貨制度を所掌する立場である

わけですが、従来から偽造防止の観点から、日本銀行警察等と緊密に情報、意見の交換をやつておるわけでございます。

また、最近偽造事件が多発いたしておりますが、日本銀行とも関係業界に対し、現金取り扱い機器の改良等による偽造防止への対応を要請し、また、市中に流通する銀行券のクリーン度を向上させることによりまして偽造券の発見を容易にする等の対応を行つてきたところであります。

おっしゃるように、偽造防止対策として改刷は一つの方法ではございますが、各種技術的な対応、また民間における負担、また国民の利便等を考慮いたしますと、これは慎重に検討する必要があ

あるというように考えておるわけでございます。まあ、現在の対応を推進することによりまして事態の推移を見てまいりたいというように考えておるところでございます。

○永田参考人 お答え申し上げます。

ただいま谷口副大臣からの御答弁の中にございましたように、いわゆる回収、消却をスピードアップしたらどうかというお話をございますが、

クーリング度を上げる作戦を昨年の十月からやっておりまして、取り扱い金融機関で、もちろん機械の検知度を上げることを要請するとともに、同時に、そういうクーリング度を上げるように働きかけております。

○石井(啓)委員 では、時間が参りましたので終わります。

○坂本委員長 次に、藤島正之君。

○藤島委員 自由党の藤島正之でございます。

財務大臣ちょっとおられないでの、先に柳澤金

融大臣にお尋ねしておきたいと思います。

私は、三月の中ごろこの委員会で、大臣に、三月末の株価というか金融危機についてどんなこと

について最後、確認をさせていただきたいと思ひます。

○谷口副大臣 最新の偽造防止技術を組み入れた

印刷新をすべきではないかということでございまますが、財務省は通貨制度を所掌する立場である

わけですが、従来から偽造防止の観点から、日本銀行警察等と緊密に情報、意見の交換

をやつておるわけでございます。

また、最近偽造事件が多発いたしておりますが、日本銀行とも関係業界に対し、現金取り扱い機器の改良等による偽造防止への対応を要請し、また、市中に流通する銀行券のクリーン度を向上させることによりまして偽造券の発見を容易にする等の対応を行つてきたところであります。

おっしゃるように、偽造防止対策として改刷は一つの方法ではございますが、各種技術的な対応、また民間における負担、また国民の利便等を考慮いたしますと、これは慎重に検討する必要があ

ります。これについてどう考えるかということを尋ねられることも多いわけですから、私どもとしては、株価の変動の要因というの非常に複合的なものであろうというふうに考えておりまして、政

府の立場でこれがこういうようなことは從来から申さないということと御理解を願つているところでございまして、今回のことについても同様にさせていただきたい、このように存じます。

○藤島委員 それじゃもう一問ですけれども、最近の銀行の姿勢なんですが、経営状態いろいろきついものですから、貸出先を選別して金利も差をつけよう、こういう傾向になつてているようなんですが、結局、それを突き詰めていますと、勢いリスクの大きいところ、すなわち零細でかつきちんととしたバックのないようなところ、こういうところに金利が上がり貸し済るようになるということなんですが、さればといって、銀行がそれをやつていかないといふのが經營が危なくなる。

両立は、なかなか難しいところがあるんですけども、大臣として、これを、何か銀行が思うままに任せといてそのままやらせるんだといふことなのか、そういう零細、特殊な技術を持ったようなところがどんどんきつくなって倒産していくことなんですが、それを、何か銀行が思つてもいい、こういうことなのか、あるいはその辺にセーフティーネットじゃないのですけれども、何か考える必要があるような気もするんですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣 マーケットの中では株価の変動

が、日本銀行とも関係業界に対し、現金取り扱い機器の改良等による偽造防止への対応を要請し、また、市中に流通する銀行券のクリーン度を向上させることによりまして偽造券の発見を容易にする等の対応を行つてきたところであります。

おっしゃるように、偽造防止対策として改刷は一つの方法ではございますが、各種技術的な対応、また民間における負担、また国民の利便等を考慮いたしますと、これは慎重に検討する必要があ

ります。それによりますと、今回の株価の動向の背景には、一つはアメリカの経済の回復が意外に急速に実現するのではないか、だとすると、やはりアジアを中心として、日本を含めてそれに影響を受けた形になるのではないかということ、それから空売りの規制が変わったということもあ

ります。それによりますと、これは確かに信用リスク云々ということは、現実、現象的に言つて申しておるわけでございます。

他方、金融機関の側が貸出先に対し、金利にしていくといふことが基本だということを

申しておるわけでございます。

それによりますと、これは確かに信用リスク云々

ということであるかと申しますと、これはよく言われることでありますけれども、引き当ても積む

ことここでコスト高になるのでその分金利とし

ていたがなきやなりませんよ、こういうようなことになっているというように、そういう部分が大きいというふうに見受けているわけでござります。

これにつきましては、かねてから中小企業の貸出先についてリスクを判断し、そしてそれに見合った引き当てるいは債務者区分というものを考へるときには、財務だけではなくて、もっとほかの要素も考える。

しかしながら、財務によっても、その法人からなる關係、よく資金繰りなどに窮したりあるいは取引先との関係を維持するために社長さんがその法人にお金を貸すことがあります。そして、お金を貸したものについてこれをどういうふうに認識するかというと、普通の全く第三者から、金融機関なんかから借りたお金とそれがその企業の財務にとって同じ価値かと、確かに名目的には借り入れということになつてほかの借り入れと一緒にになっているけれども、実際にはその経営者からの出資金と同じように受けとめていい、そういう機能を持っているんじやないか、こういうような考え方もあるわけでございまして、そういうもののをよく総合勘査した債務者区分をして引き当てるをお願いするということにすべきじゃないか、こういうことがたびたびここでも議論に出ておるわけでございます。

私ども、そのことは金融検査マニュアルに書いてあることの一つの例だというよう受けとめて、そういうお答えもってきておるわけですが、それらのことについてもと検査官の第一線のことまでそれが徹底するように、具体例としてそういう事例集を出したらどうなんだとということでお々々、そういうことは出させていただきますといふことに御答弁もし準備もしてきたわけでありります。

その結果が、きょう多分発表できる段階に至つただろう、こう思つておりまして、そういうことでもうここに御答弁もし準備もしてきたわけでありります。

については、発表し、すぐそれをということよりも、まず、そのほかに何かまだ我々が気がついていないことがあつたらぜひひ言つてきてくださいといふような意味でパブリックコメントをお願いしたり、あるいはパブリックと言わないで、いろいろな中小企業の団体などにも、これが原案だけれどもほかに何かありますかというような問い合わせをして、これをひとつまとめて、そういうものが先ほど申したように第一線にまで徹底するようこしたい。

そういうことで、中小企業のリスクを評価するときには、総合的に勘案するようすべきだというようなことで当局としてやらせていただきますので、そういうもので、金融機関の側もその当局の方にかわって、しっかりとリスク評価のもとでの融資が行われることを我々期待している、こういうことでござります。

○藤島委員 貸す側の銀行だけの立場ではなくて、借りる側の中小零細になるべくしわ寄せのいらないような、きめの細かいそういう指導をできるだけお願いしたいと思います。結構です、ありますけれども、どうぞよろしくお聞かせください。

それでは、法案の方についてちょっとお伺いします。

たいと思います。
現在やっている事業を独立行政法人にする」と
によって、どういうふうに変わっていくのでしょうか。
うか。

○村瀬政府参考人　お答えいたします。
現在の造幣局　印刷局はいわゆる現業でございまして、あくまでも国の行政組織の一つでございます。他方、独立行政法人の制度は、国とは別の法人格を有する主体を設立いたしまして主務大臣が明確な目標を示す、すなわち中期目標というものを指示した上でその長、理事長でございますが、に業務運営を総括させまして、かつ責任を負わせる仕組みということになっております。

このような独法の仕組みに対応した制度設計といたしまして、例えば、独法に対しましては、自

主的な経営判断に基づき、機動的かつ中期的な業

いは機械、設備の更新、稼働体制、あるいは研究開発等々、これまで以上に機動的な経営判断が可能となりまして、より一層の生産性の向上あるいはコストの削減など業務の効率性の向上が図れただろう、これは定性的な議論だらうと思います。

では、先生お尋ねのように、独法化後に定年改正にどの程度の効果、効率化が図られるかといつては、まさに独法化をいたしまして、その中で業務運営をどうやっていくかという、今は制度の大切さをつくったという段階でござりますので、現時点

で具体的に申し上げることは困難であるということをちょっとお許しをいただきたいと思います。ただ、いざれにしましても、業務運営をしますた結果は企業会計原則を基本に作成されます財

諸表、これで全部表されますし、それからまた、三者機関による厳正な評価の対象になるというところはありますので、申し添えさせていただきます。

けであって、何ら効果を生まない、こういうところなんですよ。見方を変えて言いますと、これはどうして完民営化はできないんですか。

○村瀬政府参考人 これは、先ほどからの議論もござりますように、通貨製造業の特殊性と
いうことが実はあるわけでございまして、いつい
なるときにも経済実態に応じて安定的、確実な
の通貨と供給しなければいけない、あるいは、

造防止技術の維持向上ということは大変根柢を
すものでございますので、そういうものにつきま
して、本当に守秘義務がかかるないような経営
体の人たちで担えるかどうかということにつ
いても、どうぞお聞きなさい。

て、現段階でどうかと言われば、そういうことは適当ではないという政府の判断もございまして、独立行政法人制度ということに移行することになったわけでございます。

○村瀬政府参考人 ちよと言葉が滑ったわけ
それじゃ、民営化を考えているわけですね。

具体的に申しますと、例えば、予算 組織 実員の弾力化が図られますので、原材料の調達あ

それじゃ、田舎側を考へていいわけですね
○村瀬政府参考人 ちょっと言葉が滑ったわけ

○ 村瀬政府参考人　お答えいたしまる。

かいんし・かいて・か

ございましたけれども、そういう他意はございません。当面、そういう姿が想定できるかといいますれば、私ども、そういう姿というのを想定できないのではないかというふうに思っております。

○藤島委員 特に、印刷局の業務、これは、先ほどありましたけれども、日銀券あるいは国債、印紙、郵便切手、郵便はがき、あるいは印刷物、官報、法令全書、白書、調査統計資料、こんなものをして國がやらないかぬですか。それで、五百七百名も持っているんですよ。造幣局も同じような内容があるんです、それは省略しておきますけれども。

この印刷局の業務、今おっしゃった日銀券なら、日銀券、これだけはどうしても、先ほど来議論のあるように、にせれとか何かの問題がまだ現段階ではあるかもわかりませんけれども、その他の業務はそつくり民営化したらしいんじゃないですか。

○村瀬政府参考人

お答えいたします。

一つは、印刷局の白書なんかは民間にやらせてしまえばいいじゃないかというお尋ねがあると思いますが、これは、法令上、印刷局の独占業務とされているわけではありませんで、実際にも、民間が取り扱っているものも少なくございません。例えば、印刷局では平成十二年度版で二十七の白書を刊行しておりますが、発行部数一万部以下の中でもあります。そのためには五千部以下のものが十

二ということで、少部数にとどまるというようなこともあります。また、これは商業ベースに乗りがたいようなものをやっておるという面がございました。

それから、いろいろな印刷局の業務ということです。ざいますけれども、通貨製造業と同一の技術を活用したり、あるいは偽造防止を始めとする技術面で相互に補完を図るというような意味合いも持ちまして、民業の圧迫にならないような範囲内で各種の事業をやっておるということだと思います。

○藤島委員 民業の圧迫にならない範囲じゃな

い。全然民業を圧迫しているんですよ、これは、全部民業にして差し支えないんですよ。競争させたらもっと安くなる。私も、現に役人時代、印刷局に白書等を頼んで、締め切りはうるさいわ、時間はかかるわ、こんなのは民間にやらせたらもうとスムーズにどんどんいく。こんなことをやってるのはおかしいんですよ。国でやる必要なんか全然ない。塙川大臣、どう思われますか。

○塙川国務大臣 印刷局の業務の中では、非常に多様な業務がございますから、確かに、民間に出してもいいものもございましょう。そのかわり、民間ではなかなかできないものもあります。例えば、国会の皆さん方の、先生のところへ行っておる日報、これは民間に出してとてもできませんし、こういうものはやはり印刷局でやらないとできません。すぐ、今の印刷でござりますからね。

そういうようなものもございまして、それは、仕分けしていくば、民間に出してもいいものも多分あると思います。けれども、そういうことをやるよりも、印刷業務というのを一つのユニットな業務として見た場合、そこで余裕のあるものは、民間でもやれるものもやつてもいい。例えば、ポスターなんかですね。そういうのをやってもいいじゃないかということになって、総合的に印刷局の業務というものは組み立てられておるものでござりますから、一つ一つ取り出していくならば、これは民間でやつた方がいいかもわからぬ、そういうのもあります。しかし、印刷局の仕事全体としてやつておる方が、その方が印刷局をしていくのにいいということをやつておる、こういうことあります。

○藤島委員 全然答えてないわけですよ。そのために五千七百名も抱えておく、これはどう見てもおかしい。こんなもの、民間にどんどんやらせたら非常に安くできるわけですよ。今、各省が、印刷物を全部、例えば予算化して印刷局にやっていますが、あれを民間にやつたら半値ぐらいでできるんですよ。しかも早くできる。私は、こんな中途半端な独立行政法人、言って

みれば、これはある種の、道路公団なんかが自分たちのファミリー財團とか社団とかに、そのまま一緒にになって仕事をやっている、そんなことと全く同じわけで、身内だけでいい思いをしようとしている。これは完全民営化を図るべきだ、私はこういうふうに思います。

最後に、財務大臣にお伺いしますけれども、ちょっと紙幣の印刷のことになっていますので、デノミの問題を財務大臣はどうお考えになるのか。今でも塙川大臣は塙じいで大変有名なんですが、それでも、これをやると歴史に名を残すことになります。なんじゃないかと思うんですけども、お考えを伺って、質問は終わります。

○塙川国務大臣 私は、今の段階でデノミをやる必要はないと思っております。また、デノミによるところの効果というものは、確かに即効性はある程度出てくるかもわかりませんが、それによるところの国際的な関係、信頼関係、あるいは国内におきますところの事務の煩雑さということをいろいろ考えておけば、デノミは今やるべきときではないと思っております。

○藤島委員 終わります。

○坂本委員長 これにて各案に対する質疑は終りました。

○坂本委員長 これより各案を一括して討論に入ります。

○佐々木(憲)委員 討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立

三案に対する反対討論を行います。

まず初めに、私は、造幣局、印刷局の主要な業務である通貨の製造に対して何よりも求められることは、国民による信認の確保と通貨の安定的かつ確実な供給であることを強調したいと思います。それは国家の経済活動を支えるものであり、国家運営の基幹をなすものであります。

○坂本委員長 これより採決に入ります。

まず、独立行政法人造幣局法案について採決いたしました。

○坂本委員長 これより採決に入ります。

○坂本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○坂本委員長 これより採決に入ります。

○坂本委員長 これ

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、独立行政法人國立印刷局法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、貨幣回収準備資金に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

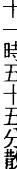
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。



独立行政法人造幣局法案

目次

- 第一章 総則(第一条～第六条)
- 第二章 役員(第七条～第十七条)
- 第三章 業務等(第十八条～第二十一条)
- 第四章 雜則(第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人造幣局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める

ことを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の

定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行

政法人造幣局とする。

(造幣局の目的)

第三条 独立行政法人造幣局(以下「造幣局」とい

う。)は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に

対する国民の信頼を維持するために必要な情報

の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に

寄与することを目的とする。

(役員)

第四条 造幣局は、前項に規定するもののほか、動

産、裏章、記章及び金属工芸品の製造等並びに

貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地

から必要とされるものを行うことを目的とす

(特定独立行政法人)

第五条 造幣局は、通則法第二条第一項に規定す

(事務所)

る特定独立行政法人とする。

(資本金)

第六条 造幣局は、主たる事務所を大阪府に置

(く。)

(業務の範囲)

第七条 造幣局の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた

(金額)とす。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、造幣局に追加して出資することができる。

3 造幣局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 造幣局に、役員として、その長である理

事長及び監事一人を置く。

2 造幣局に、役員として、理事三人以内を置く

ことができる。

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して造幣局の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

4 (役員の任期)

第九条 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかるはず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理

事又は監事となることができる。

2 造幣局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人造幣局法第十条第一項」とする。

(第三章 業務等)

第十一條 造幣局は、第三条の目的を達成するた

め、次の業務を行つ。

一 貨幣の製造、販売及び鑄つぶしを行うこと。

二 貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第

号)第二条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

四 動章、裏章、賜杯、記章及び極印の製造を

行うこと。

五 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。

六 貵金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

七 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中

央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの

遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うこ

とができる。

2 造幣局は、前項の業務のほか、同項の業務の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製

造、販売及び鑄つぶし、勅章その他の金属工

芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び

品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行な

うこと。

2 前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

(貨幣の製造)

第十二條 造幣局は、前条第一項第一号の業務

(貨幣の製造に限る。以下同じ。)については、財務大臣の定める製造計画に従つて行なわなければならぬ。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三條 造幣局は、貨幣の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第七号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次

条及び第十九条第一項において同じ。)の実施に

関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影

響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

(偽造防止技術に係る秘密の管理)

第十四条 造幣局は、第十一条第一項第一号及び

第七号の業務を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(積立金の処分)

第十五条 造幣局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後、同条第一項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行った後、同条第一項の規定による計算した額を

一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第

二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」とい

う。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額につ

いて財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

二 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金がなかつたとき、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金があつた場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に超えてるとき、その超える額に相当する金額

三 造幣局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額か

ら同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち

財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更のもの)

の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

四 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

五 造幣局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

六 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人造幣局債券)

第十六条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人造幣局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

七 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(中期借入金及び独立行政法人造幣局債券)

第十七条 造幣局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受ければならない。

八 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政

法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

九 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(中期借入金及び独立行政法人造幣局債券)

第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たっては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣の要請)

第十九条 財務大臣は、貨幣の偽造に對処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切か

つ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関し必要な措置

を実施すべきことを要請することができる。

(職員の引継ぎ等)

第二十条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、造幣局の成立の日において、造幣局の相当の職員となるものとする。

二十一 条 第二十二条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者のうち、造幣局の成立の日において引き続き造幣局の職員となつたものであつて、造幣局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、造幣局の成立の日において児童手当又は同

5 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十二条 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権の弁済を受ける権利を有する。

二十二 条 第二十三条 造幣局は、前項の規定による財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

二十三 条 第二十四条 造幣局は、前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

二十四 条 第二十五条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、債券の

員には適用しない。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした造幣局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第二十二条に規定する業務の執行に當り、その認可又は承認を受けなかつたとき。

四 第二十三条に規定する業務の執行に當り、受けなければならぬ。

五 第二十四条に規定する業務の執行に當り、受けなければならぬ。

六 第二十五条に規定する業務の執行に當り、受けなければならぬ。

七 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 施行期日

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十条及び附則第四条の規定による退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号。附則第十二条において「繰入法」という。第一条の改正規定中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」を「自動車損害賠償責任再保険特別会計」に改める部分に限る。)並びに附則第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、造幣局の成立の日において、造幣局の相当の職員となるものとする。

第三条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者のうち、造幣局の成立の日において引き続き造幣局の職員となつたものであつて、造幣局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、造幣局の成立の日において児童手当又は同

八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給については、造幣局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第一項、第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、造幣局の成立の日前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第四条 造幣局の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、財務省設置法(平成十一年法律第九十五条)第十条第一項に規定する財務省造幣局の事務に係るもので政令で定めるものは、造幣局の成立の時において造幣局が承継する。

前項の規定により造幣局が国のある権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される義務に係る負債の価額及び造幣局がその成立の日において有することとなる財務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から造幣局に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産の価額は、造幣局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(造幣局特別会計法の廃止)

第五条 造幣局特別会計法(昭和二十四年度以前の年六十三条)は、廃止する。

(造幣局特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第六条 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三条)の規定に係る法律の一部改正による前条の規定による廃止前の造幣局特別会計法

第十九条の二の規定による平成十四年度の一般会計の歳入への繰入れについては、なお従前の例による。この場合において、同条中「回収準備資金から」とあるのは「貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第二号)第二条の規定により設置される貨幣回収準備資金から」と、「当該年度」とあるのは「平成十四年度」とする。

3 この法律の施行の際造幣局特別会計に属する権利及び義務(附則第四条第一項の規定により造幣局に承継されるものを除く。)は、この法律の施行の時ににおいて一般会計に帰属するものとする。

4 この法律の施行の際造幣局特別会計の貨幣回収準備資金に属する現金(附則第四条第一項の規定により造幣局に承継される権利に係るものと除く。)及び地金(政府において引き換え、又は回収した貨幣を含む。)は、この法律の施行の時ににおいて、貨幣回収準備資金に関する法律第二条の規定により設置される貨幣回収準備資金に帰属するものとする。

(恩給負担金の取扱い)

第七条 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で從前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものについては、造幣事業を造幣局として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

2 前項に規定する財産の価額は、造幣局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の規定による廃止の理由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で從前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものについては、造幣事業を造幣局として存続するものとみなして、國勞法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律の一部改正)

第十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律の一部を次のように改正する。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第三十六条第一号二を削る。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第二条第一号二を削る。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第三十六条第一号二を削る。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第六条 造幣局特別会計法(昭和二十四年度以前の年六十三条)は、廃止する。

(造幣局特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第五条 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三条)の規定に係る法律の一部改正による前条の規定による廃止前の造幣局特別会計法

正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第一條第一号二に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行う国の経営する企業(次項において「造幣事業」という。)が適用される労働組合法(昭和二十四年法律第一百七十四条)第七条第一号ただし書を除く。)及び第二十七条(第九項中段及び後段を除く。)の規定の適用については、造幣局がした行為とみなす。

七十四号)第七条第一号ただし書を除く。)及び第二十七号(第九項中段及び後段を除く。)の規定の適用については、造幣局がした行為とみなす。

3 この法律の施行の際造幣局特別会計に属する権利及び義務(附則第四条第一項の規定により造幣局に承継されるものを除く。)は、この法律の施行の時ににおいて一般会計に帰属するものとする。

(金管理法の一部改正)

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している造幣事業とその職員に係る国労法第四条第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした造幣事業と組合との間の紛争に係る裁定については、造幣事業を造幣局とみなして、國勞法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律の一部改正)

第十一条 金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(第三条第一項ただし書を削る。)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

2 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で從前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものを、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

この場合において、国庫に納付した金額の過不足額の調整については、繰入法第三条の規定を準用する。

(金管理法の一部改正)

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している造幣事業とその職員に係る国労法第四条第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした造幣事業と組合との間の紛争に係る裁定については、造幣事業を造幣局とみなして、國勞法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律の一部改正)

第十一条 金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(第三条第一項ただし書を削る。)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

2 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で從前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものを、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

この場合において、国庫に納付した金額の過不足額の調整については、繰入法第三条の規定を準用する。

(金管理法の一部改正)

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している造幣事業とその職員に係る国労法第四条第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした造幣事業と組合との間の紛争に係る裁定については、造幣事業を造幣局とみなして、國勞法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律の一部改正)

第十一条 金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(第三条第一項ただし書を削る。)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

2 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で從前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものを、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

この場合において、国庫に納付した金額の過不足額の調整については、繰入法第三条の規定を準用する。

(金管理法の一部改正)

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している造幣事業とその職員に係る国労法第四条第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした造幣事業と組合との間の紛争に係る裁定については、造幣事業を造幣局とみなして、國勞法第六章の規定を適用する。

(金管理法の一部改正)

第四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)に行わせる。

4 第四条に次の二項を加える。

4 財務大臣が造幣局に対し支払う貨幣の製造代金は、貨幣の製造原価等を勘案して算定する。

第十条の見出しを「(造幣局による貨幣の販売)」に改め、同条第一項各号別記以外の部分を

次のように改める。

造幣局は、次に掲げる貨幣であつて財務大臣が指定するものを販売するものとする。

第十条第一項第一号中「その他財務大臣が指定するもの」を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に改め、同条第三項中「政府は、第一項各号に掲げる」を「造幣局は、第一項の」に、「販売することができる」を「販売するものとする」に改め、同条第四項中「政府に交付しなければならない」を「造幣局に交付するものとする」に改め、同条に次の二項を加える。

5 造幣局は、政令で定めるところにより、第一項の規定により販売した貨幣の販売収入から販売に要する費用を控除した金額を国庫に納付するものとする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十四条第一項第二号及び第三項第一号中「国が」を「国又は独立行政法人造幣局が」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第九条、第十二条、第十四条から第十六条まで及び第十八条に定めるもののほか、造幣局の設立に伴い必要な経過措置その他

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(財務省設置法の一部改正)

第十三条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第三条中「造幣事業及び」を削る。

第四条第六十二号を次のように改める。

六十二 削除

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

第十五条中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の二項を加える。

本省に、印刷局を置く。

第二十五条中「造幣局及び」を削り、「(造幣局長及び印刷局長)」を「(印刷局長)」に改め、「それぞれ造幣局長及び」を削る。

理由 中央省庁等改革の一環として、独立行政法人造幣局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国立印刷局法案 独立行政法人国立印刷局法

目次

第一章 総則(第一条~第六条)

第二章 役員(第七条~第十条)

第三章 業務等(第十一条~第十七条)

第四章 雑則(第十八条~第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的) この法律は、独立行政法人国立印刷局の

名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め

ることを目的とする。

(名称)

第一条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の

一定に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立印刷局とする。

(印刷局の目的)

第三条 独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、銀行券(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。第十二条第三項第一号を除き、以下同じ。)の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するため必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することとする。

印刷局は、前項に規定するものほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 印刷局は、通則法第二条第一項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 印刷局は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第六条 印刷局の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、印刷局に追加して出資することができる。

3 印刷局は、前項の規定による政府の出資が

あつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

第七条 印刷局に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 印刷局に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して印刷局の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

(役員の任期)

第九条 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 印刷局の非常勤の理事及び監事の解任については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び通則法第二十三条第一項の規定の適用について」の規定による。

3 印刷局は、主たる事務所を東京都に置く。

(業務の範囲)

第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

1 銀行券の製造を行う。

2 銀行券に対する国民の信頼を維持するため必要な情報の提供を行ふこと。

3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物(電磁的記録電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第三項第一号において同じ。)の実施に三項第一号における同じ。)を含む。)の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。

五 国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物(電磁的記録を含む。)の製造又は印刷を行うこと。

六 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 印刷局は、前項の業務のほか、すき入紙製造取締法(昭和二十一年法律第百四十九号)第二項の規定に基づき、同項の調査を行う。

3 印刷局は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行なうことができる。

一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの(以下この号において「外国政府等」という。)の委託を受けて、当該外国政府等の銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券又は印刷を行うこと。

二 前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

(銀行券の製造)

第十二条 印刷局は、前条第一項第一号の業務に付して、財務大臣が銀行券の円滑な発行に資するため定める製造計画に従つて行わなければならない。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第六号の業務(同号の業務にあっては、同項第一号の業務に係るものに限る。次

第一類第五号 財務金融委員会議録第十一号

条及び第二十条第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。(偽造防止技術に係る秘密の管理)

第十四条 印刷局は、第十一条第一項第一号及び第六号の業務を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(積立金の処分)

第十五条 印刷局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行つた後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」といいう。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金がなかつたときは、当該期間の最後の事業年度において「当該期間」という。の期間に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後積立金があつた場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行つた後の積立金の額に相当する金額

三 第一項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立つて自己の債

てはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた額がある場合にあつてはその承認を受けた額に相当する額を、それぞれ控除した残額に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額

2 印刷局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 印刷局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

6 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条、第三百十一条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十七条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本銀行からの意見の聴取)

第十八条 財務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定めるに当たつては、第十一条第一項第一号の業務に関する事項について、あらかじめ、日本銀行の意見を聴くものとする。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)

第十九条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たつては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請)

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認

4 権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

8 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

9 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

10 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

11 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

12 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

13 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

14 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

15 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

16 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

17 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

18 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

19 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

20 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

21 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

22 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

23 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

めるべきは、印刷局に対し、第十二条第一項第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第二十九号に規定するもの)をいふ。以下この項において同じ。)の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十二条第一項第三号及び第五号の業務(同号の業務にあっては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。)に關し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十二条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の規定は、印刷局の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした印刷局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条及び附則第四条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第一条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。

第二条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となつたものであつて、その委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項)第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、印刷局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関する場合は、印刷局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長特別区の区長を含む。の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項)第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、印刷局の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第四条 印刷局の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、財務省設置法(平成十一年法律第九十五条)第十一条第一項に規定する財務省印刷局に承継されるものを除く。は、この法律の施行の時において、一般会計に帰属するものとする。

二 この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務(附則第四条第一項の規定により印刷局に承継されるものを除く。)は、この法律の施行の時において、一般会計に帰属するものとする。

三 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、平成十四年度の一般会計の歳入とする。

(恩給負担金の取扱い)

第七条 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が印刷局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負

く。)の価額の合計額から承継される義務に係る負債の価額及び印刷局がその成立の日において有することとなる財務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から印刷局に対し出資されたものとする。

第二条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。

第三条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となつたものであつて、その委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項)第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、印刷局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関する場合は、印刷局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長特別区の区長を含む。の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項)第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、印刷局の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(印 刷 局 特 別 会 計 法 等 の 废 止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(印 刷 局 特 別 会 計 法 等 の 废 止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(印 刷 局 特 別 会 計 法 等 の 废 止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(印 刷 局 特 別 会 計 法 等 の 废 止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(印 刷 局 特 別 会 計 法 等 の 废 止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(印 刷 局 特 別 会 計 法 等 の 废 止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(印 刷 局 特 別 会 計 法 等 の 废 止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

担保金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

(すき入紙製造取締法の一部改正)

第八条 すき入紙製造取締法の一部を次のように改正する。

第一項中「政府又は」を「政府、独立行政法人國立印刷局又は」に改め、第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

政府は、前項の許可を行つ場合において、独立行政法人國立印刷局に必要な調査を行わせることができる。

(國營企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第九条 國營企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一項第一号ハを削る。

(國營企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の國營企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置

(國營企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第七条 この法律の施行前に前条の規定により読み替えて適用される労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七条(第一号ただし書を除く。)及び第七十四条(第一号ただし書を除く。)及び第七十七条(第九項中段及び後段を除く。)の規定の適用については、印刷局がした行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している印刷事業とその職員に係る国労法第四条第一項の労働組合(以下この項において「組合」といふ。)と当事者とするあつせん、調停

又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中

号)の一部を次のように改正する。

ことができない。

なつた期間

第九条第一項中「こう報」を「広報」に、「印刷局発行」を「独立行政法人国立印刷局」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律の一部改正)

第十二条 退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるところの特別会計(二十一年度三十億)を、第三回補正予算(二月一日、第三回議會)に付する。

源に立てるための特別会計からする一般の繰入れに関する法律(昭和二十五年法)

十二号)の一部を次のように改正する。

（第一条中「日雇局特別会計」を削る）

てるための特別会計からする一般会計への繰入
れに関する法津の一都改正に伴う経過措置)

本に開て之を注行の一部改正は付し総述指置

支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計とする一般会計への繰り戻する去

別会計からなる「一般会計」の繰入金は開する法律第一条の規定により一般会計において印刷局

特別会計から受け入れた金額の過不足額の調整

りては、白扇局を白扇局特別会計とみなして、同法第三条の規定を適用する。

2 印刷局は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前二月(即ち)二月三日、三月三日

「田」もいへ、ノ前は退職した政府の職員で失業しているものに対し施行日以後に支給される国家

公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十二条に規定する差額二割相当の退職三

(一) 第十一条は規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額

で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものにして、場合によって印刷局特別会計に代へて

のとした場合はおいて印刷局特別会議において負担すべきこととなるものを、政令で定めると

ころにより、国庫に納付しなければならない。

この場合において、国庫は納付した金額の過不足額の調整については、退職職員に支給する退

職手当支給の財源に充てるための特別会計から十る。一般会計への繰り戻し額は法津第三条の

規定を準用する。

(図書館法の一部改正)
第二三条 図書館法(昭和二十二年三月三日法律第百一十八)

圖書館法(昭和二十五年法律第一百八十八號)

第一類第五号 財務金融委員會議錄第十一号

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法
第百一十四条の二第一項の規定により旧組合の
組合員であるものとされた者及び同日にお
いて旧組合の組合員であった者で同日に任命權
者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き
続き同項に規定する公庫等職員となるため退職
したものについては、財務省共済組合を同項に
規定する転出の際に所属していた組合とみなし
て、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法
第百一十六条の五第一項又は附則第十二条第二
項の規定により旧組合の組合員であるものとみ
なされていた者及び同日において旧組合の組合
員であった者で同日に退職し、同法第百一十六
条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定に
よる申出を同日に旧組合を行ったものについて
は、財務省共済組合を同法第百一十六条の五第
一項又は附則第十二条第二項の規定による申出
に係る組合とみなして、同法第百一十六条の五
又は附則第十二条の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第
百一十六条の五第一項の規定による申出を旧組
合にすることができる者で、施行日前に当該申
出をしていないものについては、財務省共済組
合を同項の規定による申出に係る組合とみなし
て、同条の規定を適用する。この場合において、
同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合
(独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律
第二号)の施行前の期間については、その
者の所属していた同法附則第十五条第一項に規
定する旧組合とする。」とする。

第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条
の規定による改正前の国家公務員共済組合法の
規定に違反する行為に対する罰則の適用につい
ては、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行
法の一部改正)
第十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に關
する施行法(昭和三十三年法律第百一十九号)の
一部を次のように改正する。
「第三条の二第二項中「独立行政法人造幣局」の
下に「若しくは独立行政法人国立印刷局(第五十
四条第一項において「国等」という。)」を加え
る。

第二十九条第一項及び第五十四条第一項中
「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改め
る。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施
行法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日以後の月分の国家公務員共済組
合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一
項に規定する年金である給付に要する費用のう
ち、当該年金のある給付の額について施行日前
に行われた改定により増加した費用で従前の印
刷局特別会計が引き続き存続するものとした場
合において印刷局特別会計において負担すべき
こととなるものについては、印刷局が負担す
る。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律の一部改正)

第二十条 国家公務員等共済組合法等の一部を改
正する法律の一部を次のように改
正する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十三条 内閣府設置法の一部を次のように改
正する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十四条 財務省設置法の一部を次のように改
正する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第二十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第二十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第二十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第二十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第三十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第四十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第五十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第六十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第七十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第八十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第九十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十八条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百二十九条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十一条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十二条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十三条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十四条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十五条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十六条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十七条 削除

(内閣府設置法の一部改正)

第一百三十八条 削除

(内

繰り入れるものとする。

(資金の使用)

第七条 資金に属する現金は、貨幣の引換え又は回収に充てるほか、予算の定めるところにより、貨幣の製造及び鑄つぶし、地金の保管その他の貨幣に対する信頼の維持に要する経費の財源に充てるため、使用することができる。

2 資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む。第九条第二項及び第十条において同じ。)は、財務大臣の定めるところにより、貨幣の製造に要する地金として独立行政法人造幣局に交付することができる。

(資金の経理)

第八条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、財務省令で定める。

(資金の預託等)

第九条 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

2 資金に属する地金は、資金に属する現金に不足を生じた場合その他必要がある場合には、財務大臣の定めるところにより、売り払うことができる。

3 前二項の規定による運用又は売払いにより生じた利益金は、資金に編入するものとする。

(地金の保管)

第十条 財務大臣は、法令の定めるところにより、独立行政法人造幣局に、資金に属する地金の保管を行わせることができる。
(引換貨幣及び回収貨幣の価額の減額及び削除)

第十二条 資金に属する引換貨幣及び回収貨幣が変質し、又は滅失したときは、その価額を減額し、又は削除するものとする。

(一般会計への繰入れ)

第十三条 每会計年度末における資金の額が第六条に規定する政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を資金から当該年度の一般会計の歳人に繰り入れるものとする。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十四条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定め

るところにより、資金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、前項の計算書を添付しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(政令への委任)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、独立行政法人造幣局法の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

(財務省設置法の一部改正)

2 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十五号」の下に「、第五号」として、「三十六号」を加え、「第五号を削り、第六号を第七号」とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

理由

政府における貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資するため、一般会計に貨幣回収準備資金を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年四月二十六日印刷

平成十四年四月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B